

大阪府中央卸売市場の現状と課題

2009年9月24日

本報告書の位置づけ

- 大阪府が中央卸売市場を開設して30余年が経過した。その間に食品流通の世界は大きく様変わりし、卸売市場の役割は相対的に小さくなった。
- 市場事業会計は恒常的に赤字であり、一般会計からの繰出金を制度上必要な範囲内で受けたとしても、赤字解消は困難と考えられる。また施設の老朽化により、現在の機能を維持するだけでも、当面の間で数十億円単位の設備投資を必要とする。
- 一方、大阪府には他に、大阪市が開設する中央卸売市場が2つあり、地域分担を行いつつも競合関係にもある。
- 今回、これらの現状を客観的に分析し、大阪府中央卸売市場が今後目指すべき方向性について認識の共有を図るもの。

目次

序章 卸売市場制度の概要	4
第1章 卸売市場の現状	
1. 卸売市場を取り巻く概況	8
2. 大阪府中央卸売市場のポジション	14
第2章 大阪府中央卸売市場の経営評価	
1. 府市場の取引状況	22
2. 府市場の経営状況	27
第3章 府市場が目指すべき方向性	
1. 今後の方向性の検討	40
2. 具体的な行動計画	50
3. 改革による影響・効果	64
添付資料	65

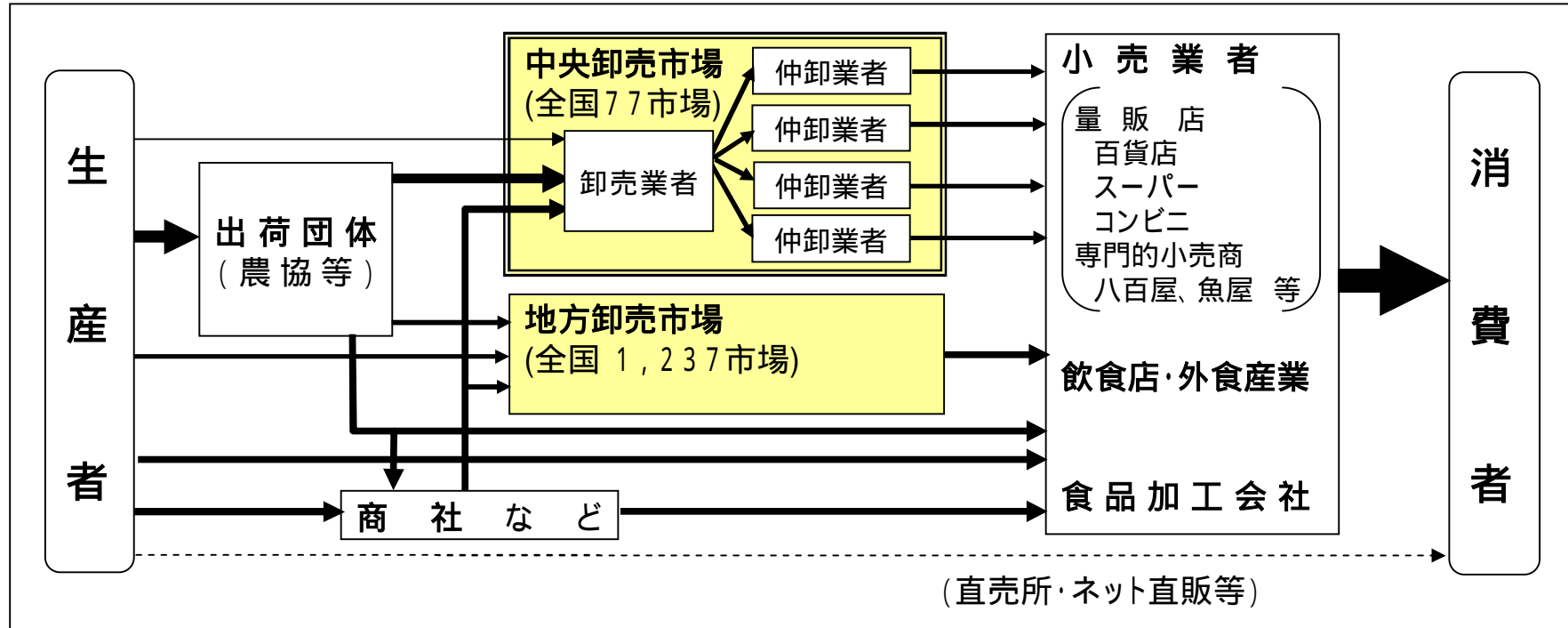
序 章 卸売市場制度の概要

【卸売市場の沿革】

- ・大正12年 中央卸売市場法施行
米騒動などの影響を受け、公的な市場においてセリ取引などを行うことで、国民生活に不可欠な生鮮食料品取引の適正化と安定供給を図り、生産者・消費者を保護することを主たる目的として制定
- ・昭和45年 卸売市場法施行、地方卸売市場についての規定を整備、許可制を導入
- ・平成11年 卸売市場法改正、場内業者の財務健全化基準の導入、商物一致・委託集荷規制の緩和、等
- ・平成16年 卸売市場法改正、卸売市場再編の促進、販売委託手数料の自由化、等

【卸売市場の機能】

生鮮食料品流通の概要(青果・水産物)



集分荷・物流機能
(産地から大量集荷・需要に応じた分荷)

価格形成機能
(セリ・入札等による公正な価格形成)

品揃え(商品開発)機能
(産地への提案・商品情報の媒介等)

決済機能
(迅速円滑な決済・生産者への支払い)

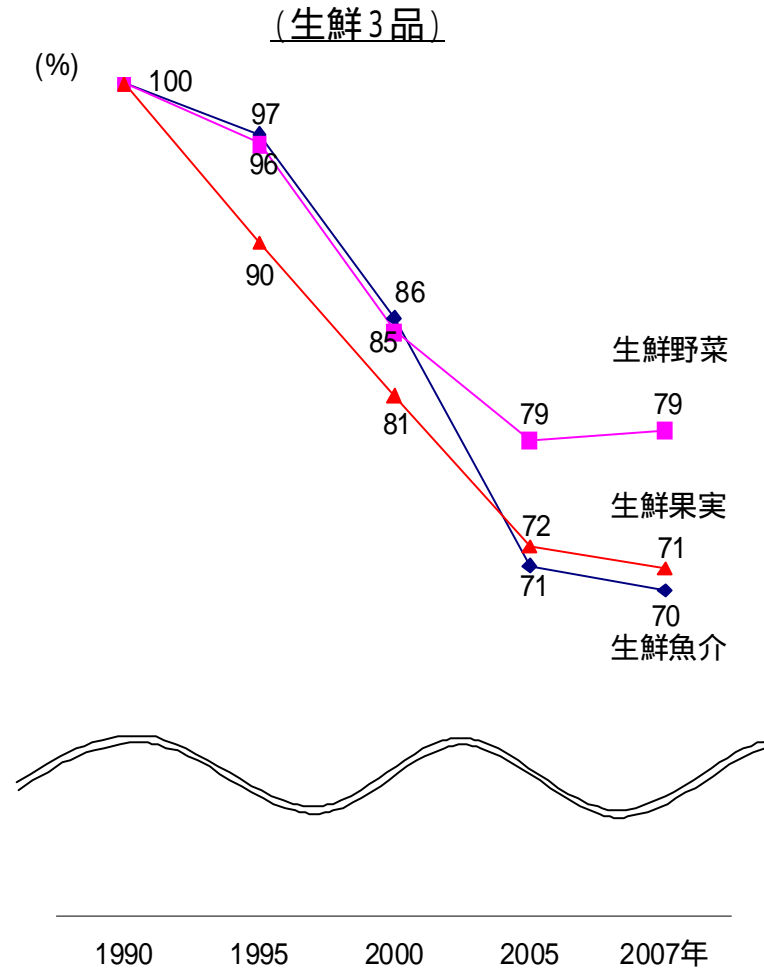
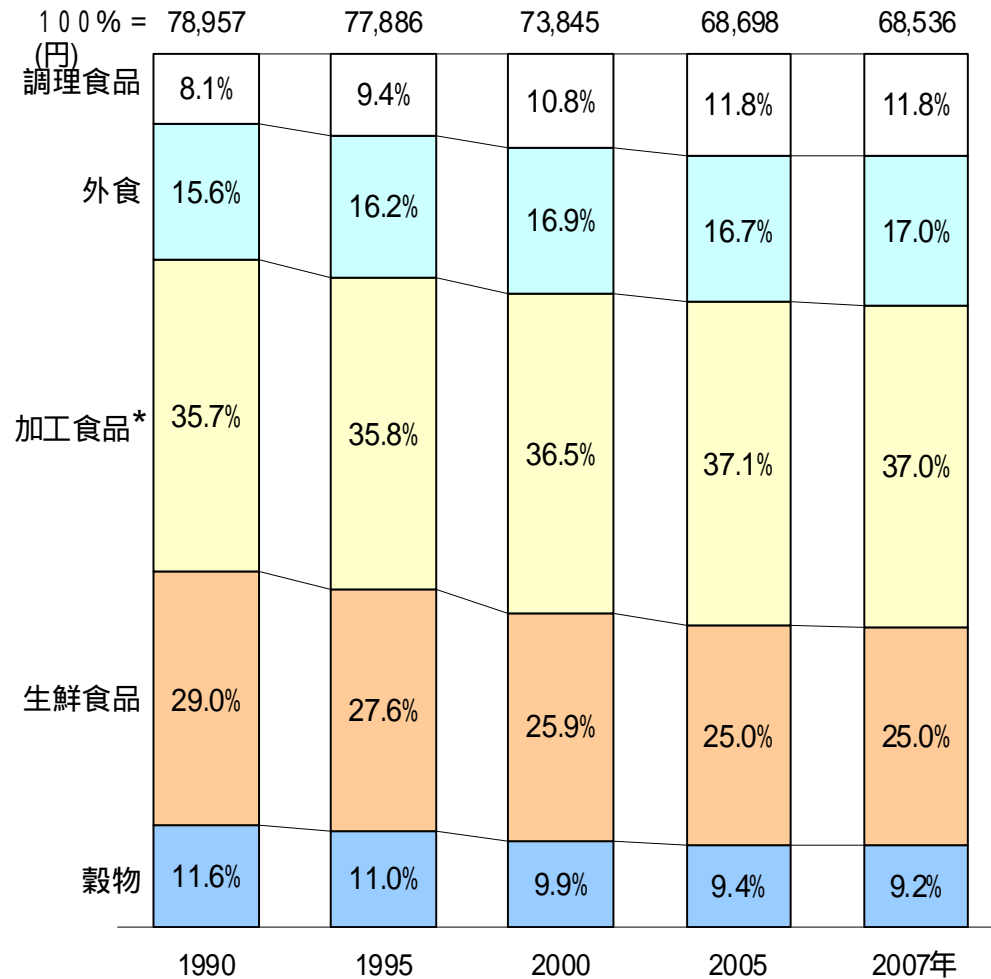
第1章 卸売市場の現状

1. 卸売市場を取り巻く概況

- 外食や調理食品の支出増加に伴い、国民の生鮮食品の支出割合は減少している。
- また、生鮮食料品の卸売市場経由率も低下傾向にある。
- その結果、中央卸売市場、地方卸売市場ともに、市場数・取扱高が減少しており、ほぼ例外なくどの市場も取扱量は減少を続けている。
- さらに、セリ・入札取引及び委託集荷の割合も減少を続けており、これまで市場が有していた価格形成機能の低下が窺われる。

生鮮食料品支出割合は減少し、外食や調理食品の割合が増加している。

国民の食料消費支出の推移(月間)

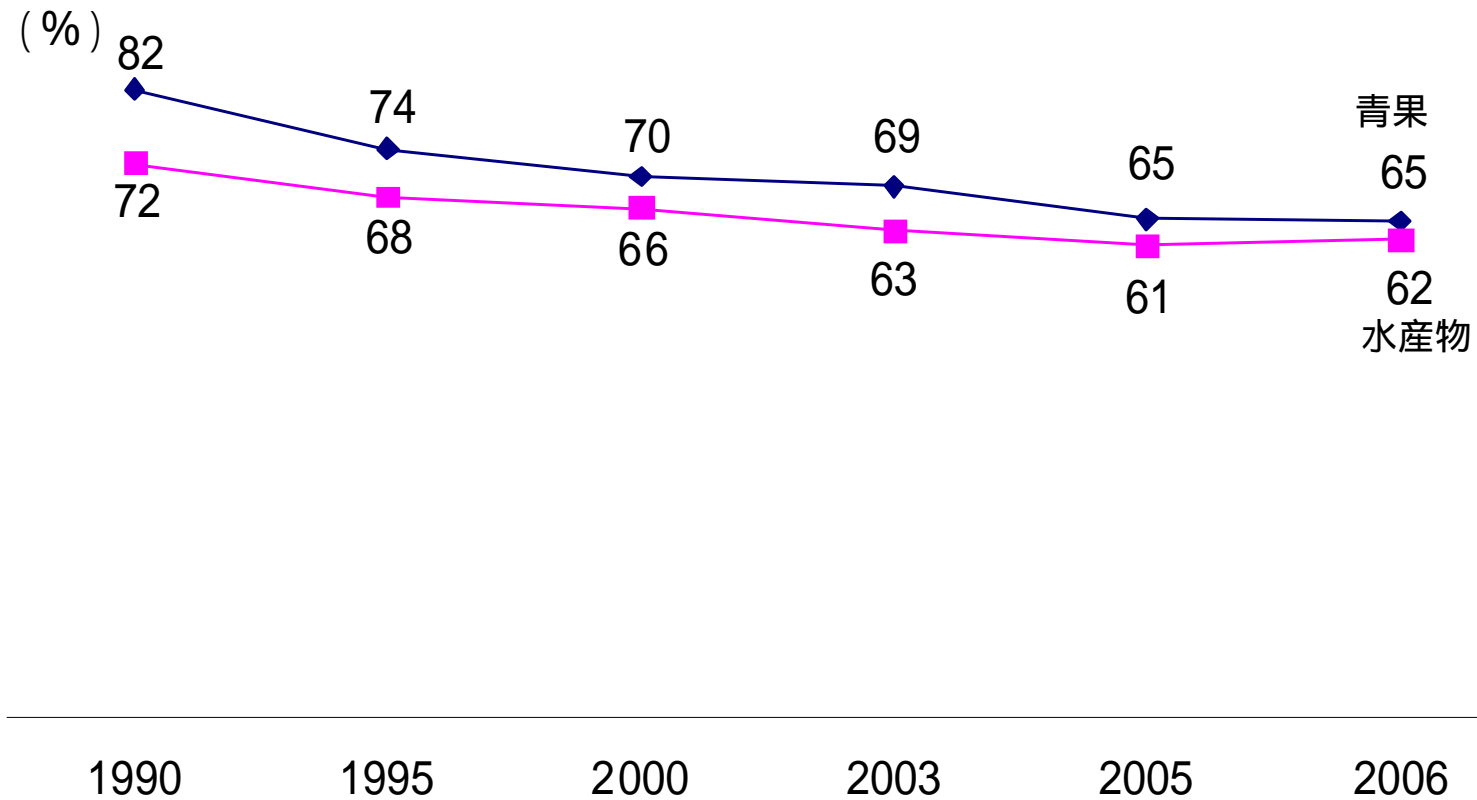


資料:総務省「家計調査年報」1世帯当たり1か月間の支出(二人以上の世帯)

* 塩干、魚練製品、野菜乾物、漬物、大豆加工品、調味料、菓子、飲料、酒類を含む

市場経由率は青果・水産物ともに減少を続けているが、近年やや下げ止まりの傾向。

卸売市場経由率*の推移



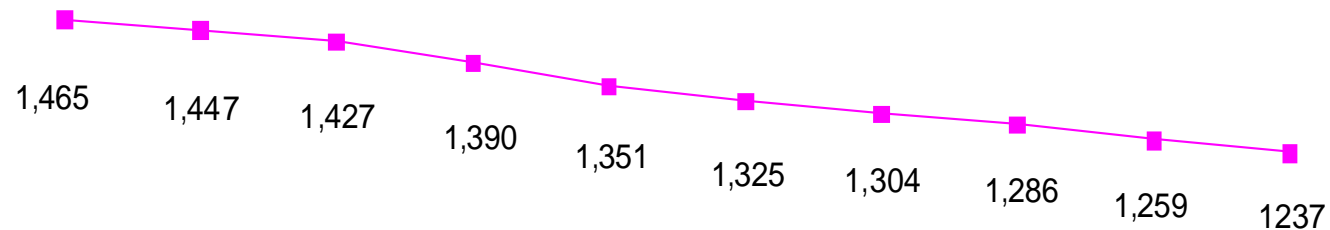
資料:農林水産省「卸売市場データ集」

* 卸売市場経由量を総流通量で割ったもの

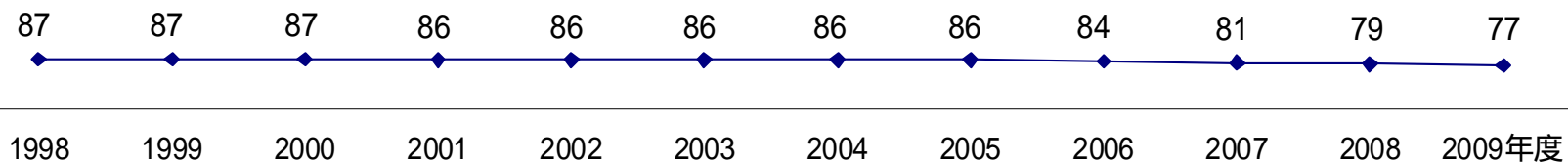
地方市場数は減少傾向が続いており、中央市場も近年微減傾向にある。

卸売市場数の推移

地方卸売市場



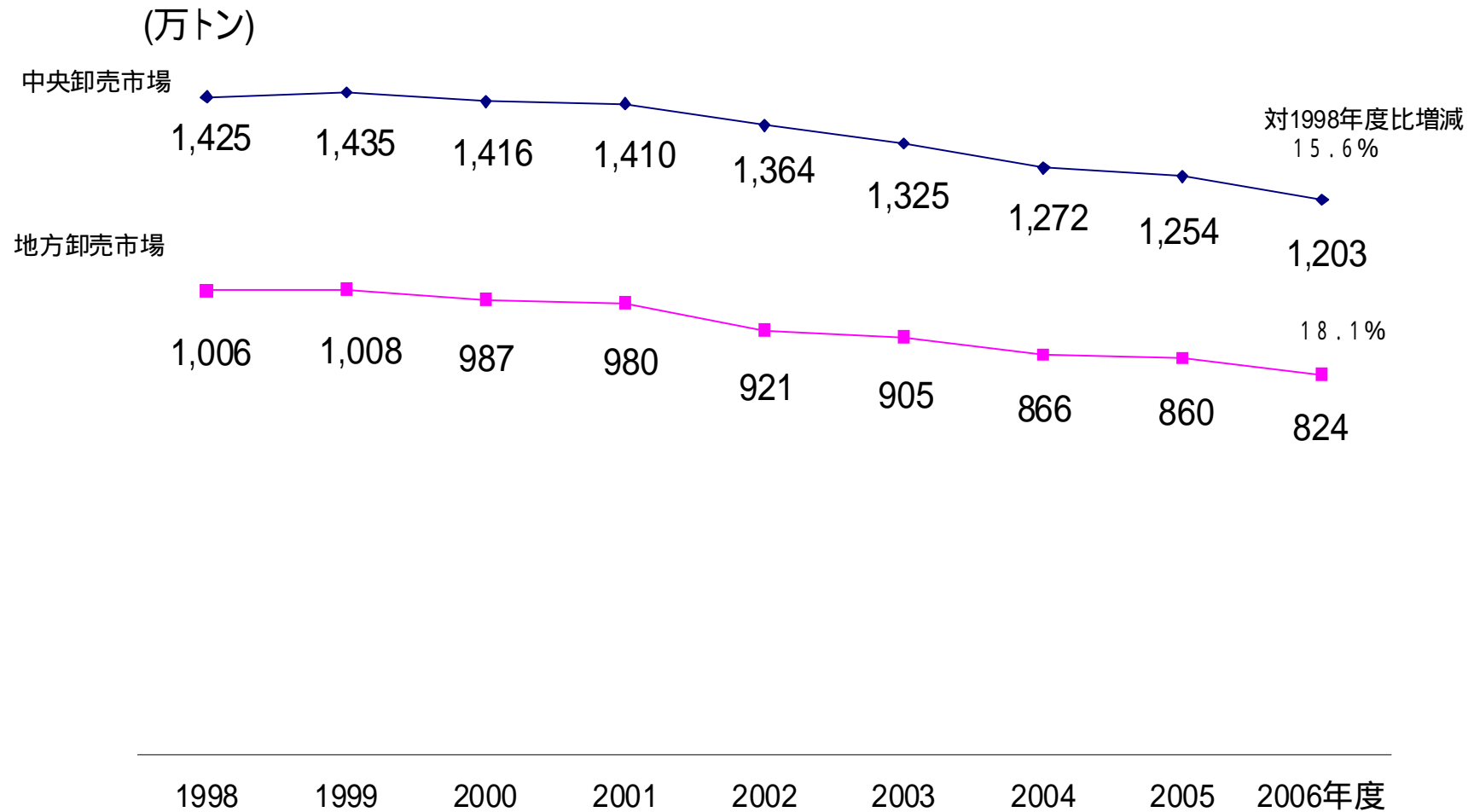
中央卸売市場



資料:農林水産省「卸売市場データ集」

中央・地方市場ともに取扱量は減少傾向にある。

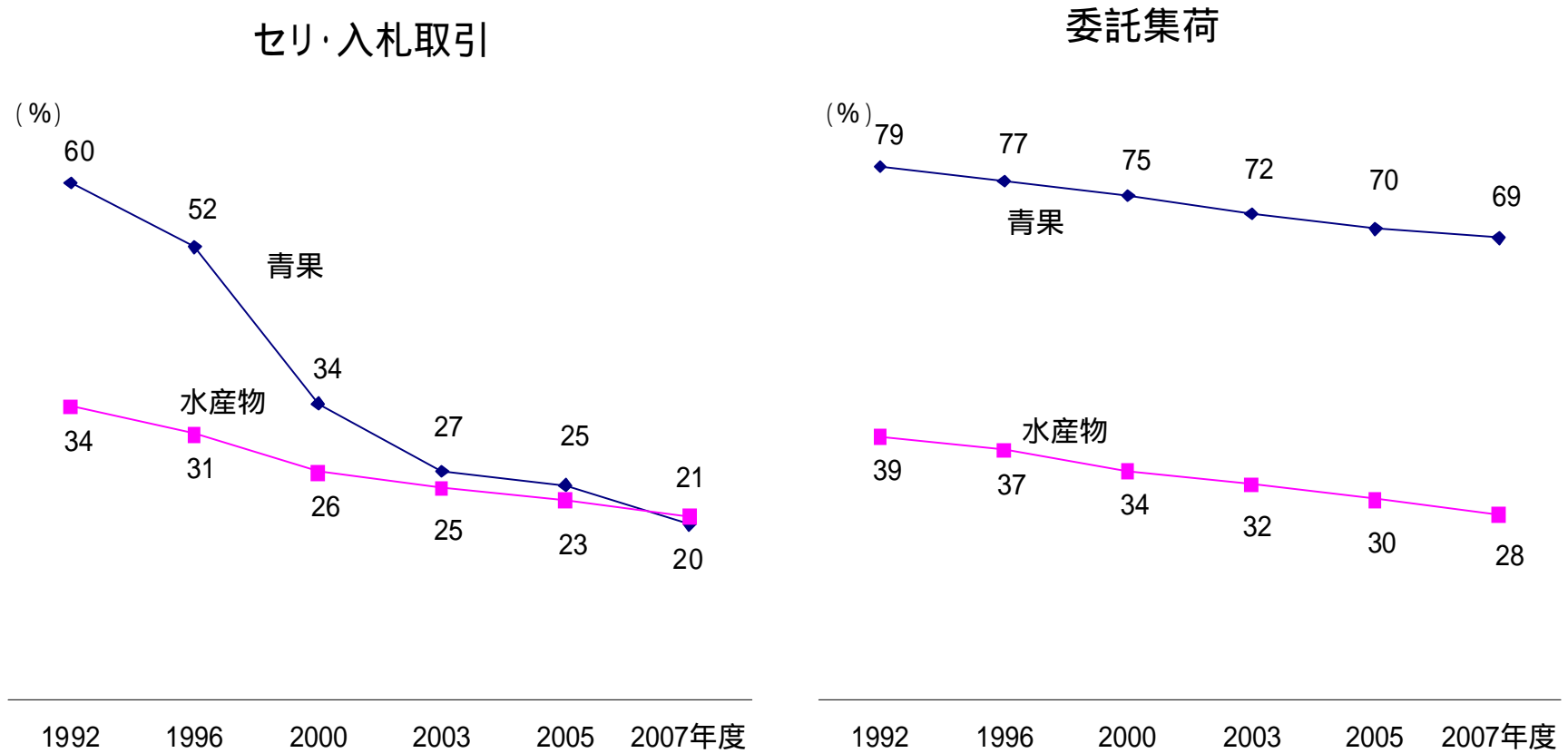
卸売市場取扱量の推移



資料:農林水産省「卸売市場データ集」

セリ・入札取引割合、委託集荷割合ともに減少を続けている。

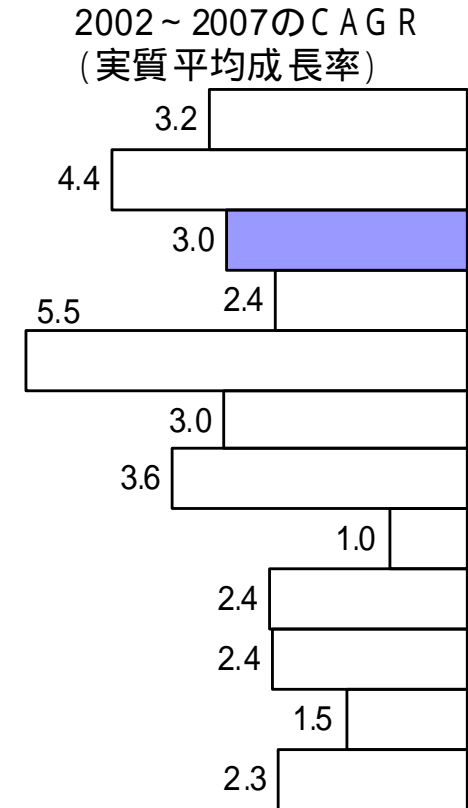
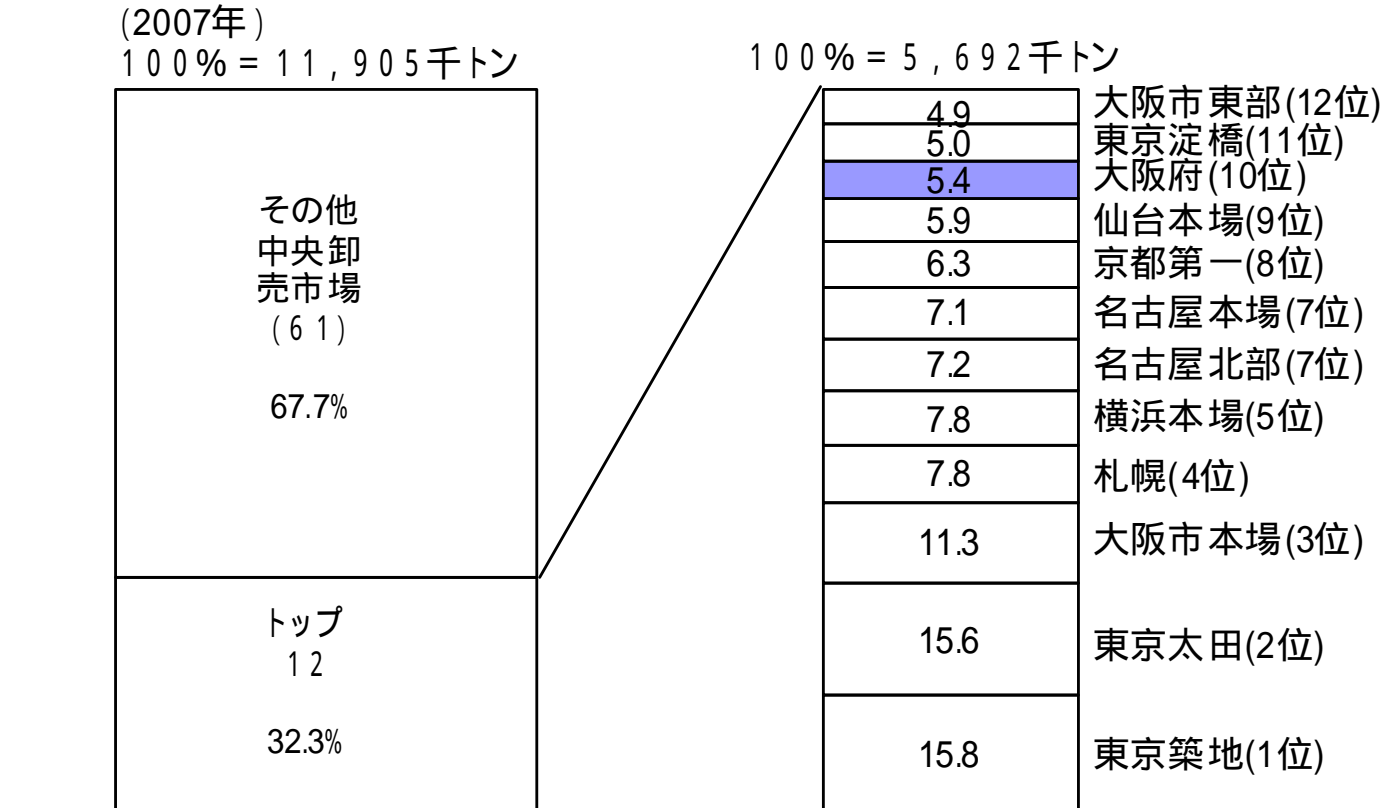
セリ・入札取引及び委託集荷の割合



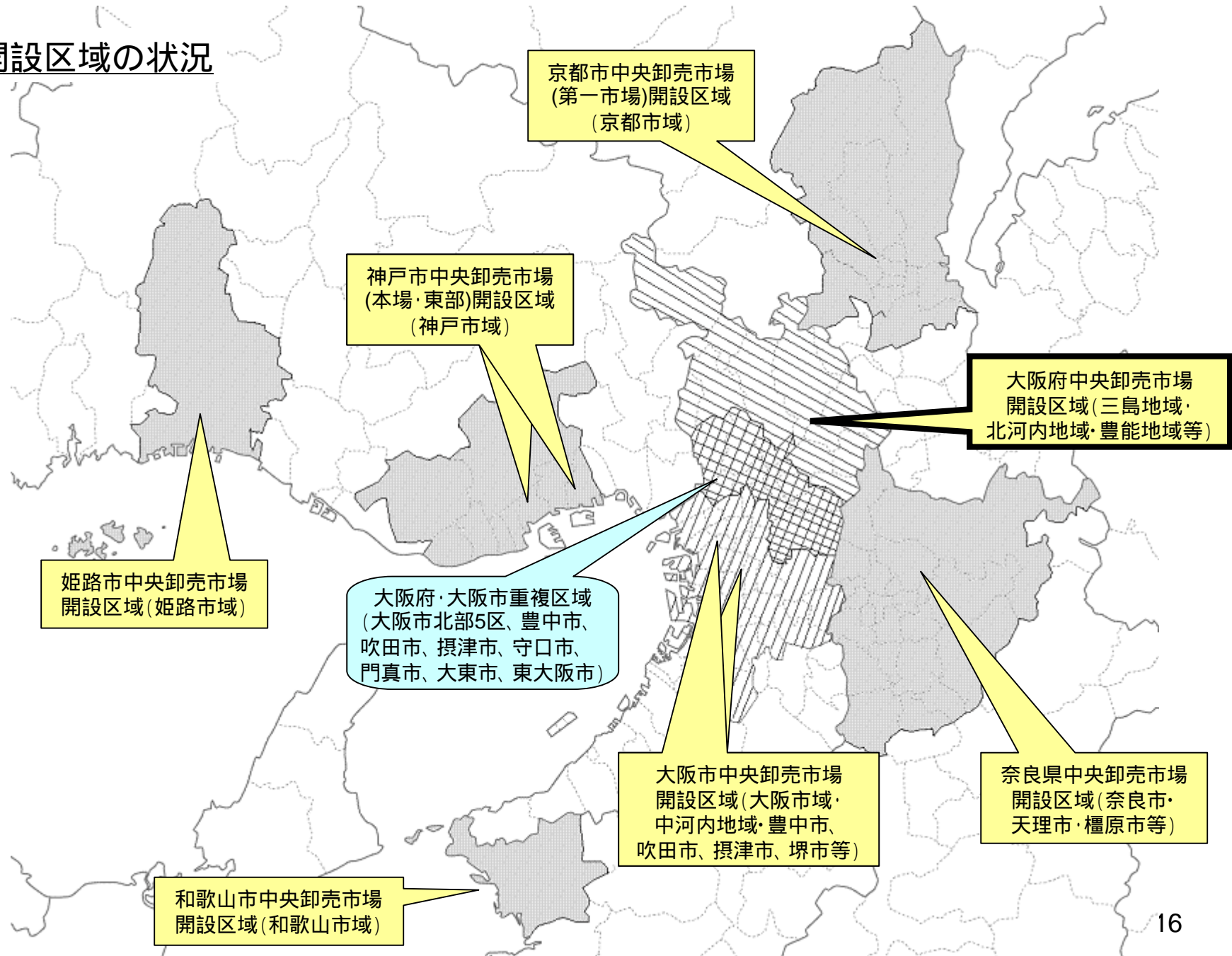
2. 府市場のポジション

- 府市場は全国の中央卸売市場中、取扱量で10位の位置にある。
- 大阪府内に中央卸売市場が3つ、周辺府県に6つあり、限られたパイを巡って熾烈な競争が繰り広げられている。
- 周辺市場も含め、取扱量は軒並み減少を続けている。
- 府内では、府外へも供給する大阪市本場が規模で圧倒的なポジションを占め、開設区域内を中心に供給する府中央市場、東部市場が追随する。
- 府南部には中央卸売市場は存在しないが、比較的大規模な地方卸売市場が複数立地している。府市場は、三島・北河内地域の地方卸売市場を統合して開設した経緯があり、両地域には地方卸売市場は存在しない。

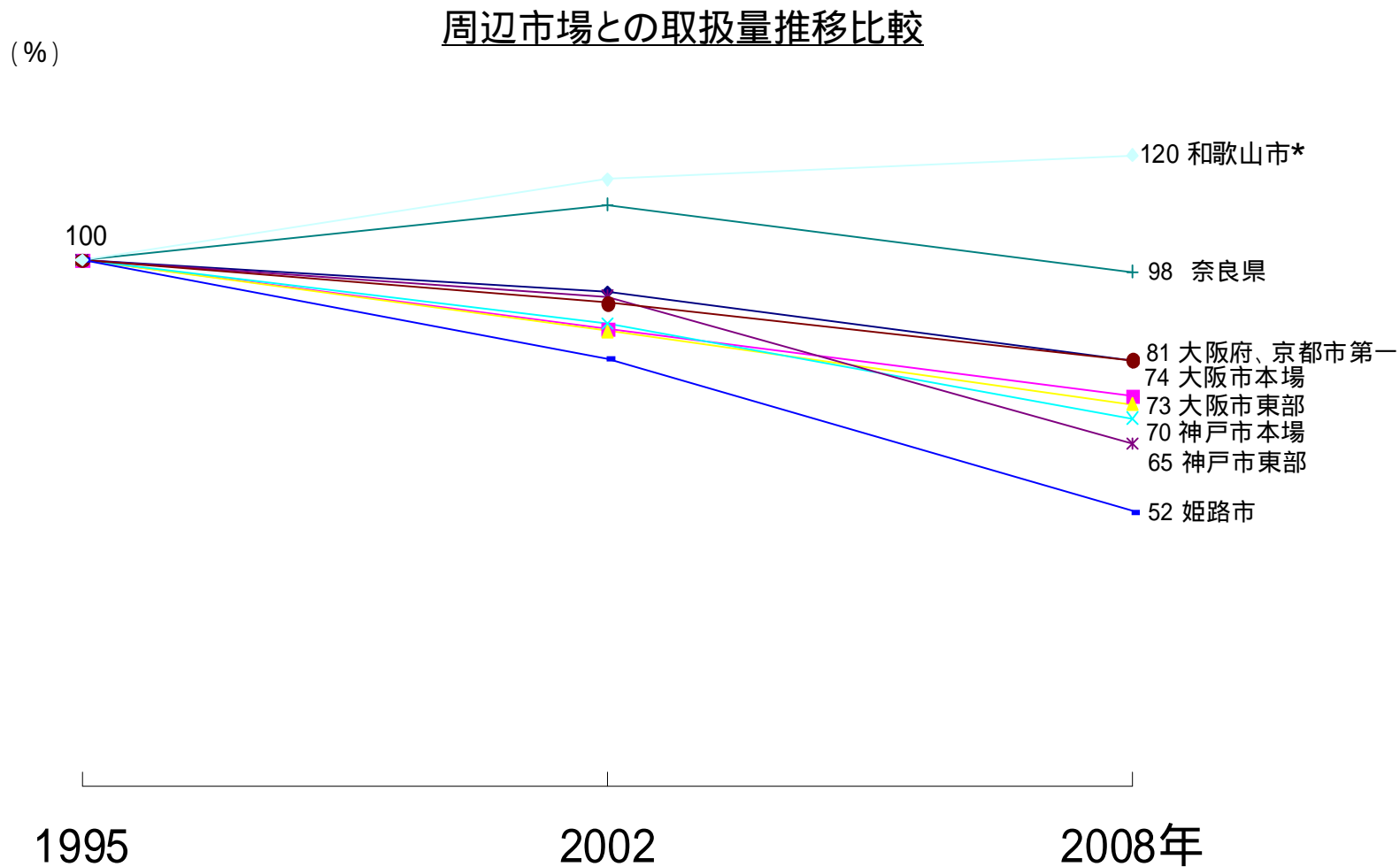
全国の主要中央卸売市場の取扱量



開設区域の状況



周辺市場も含め、軒並み取扱量が減っている。



資料:大阪府調べ

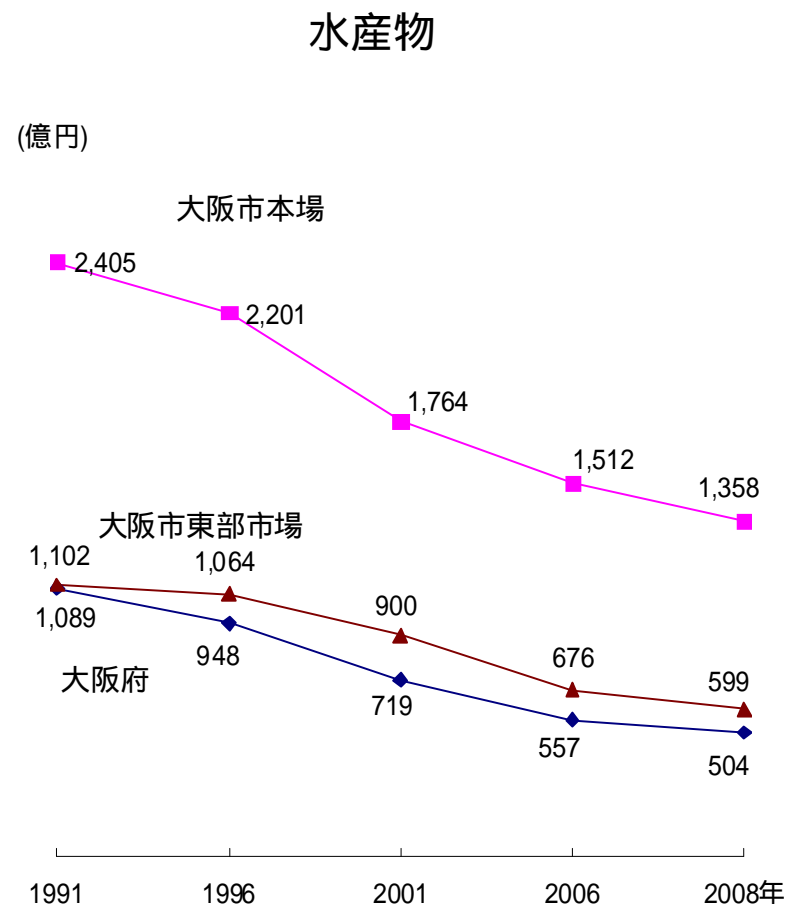
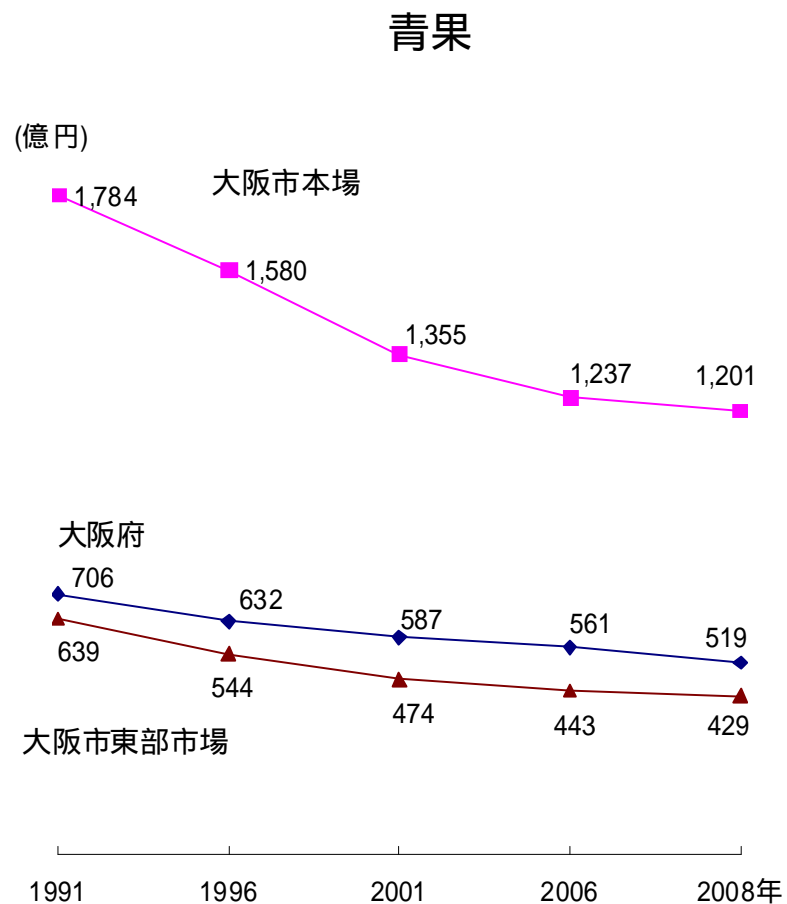
* 和歌山市は1995年のデータが入手できていないため1996年の取扱量を100としている。

また、「年」ではなく「年度」のデータを用いている。

特定の量販店との取引が他市場から移管したという特殊事情が考えられ、必ずしも一人勝ちしているわけではない。

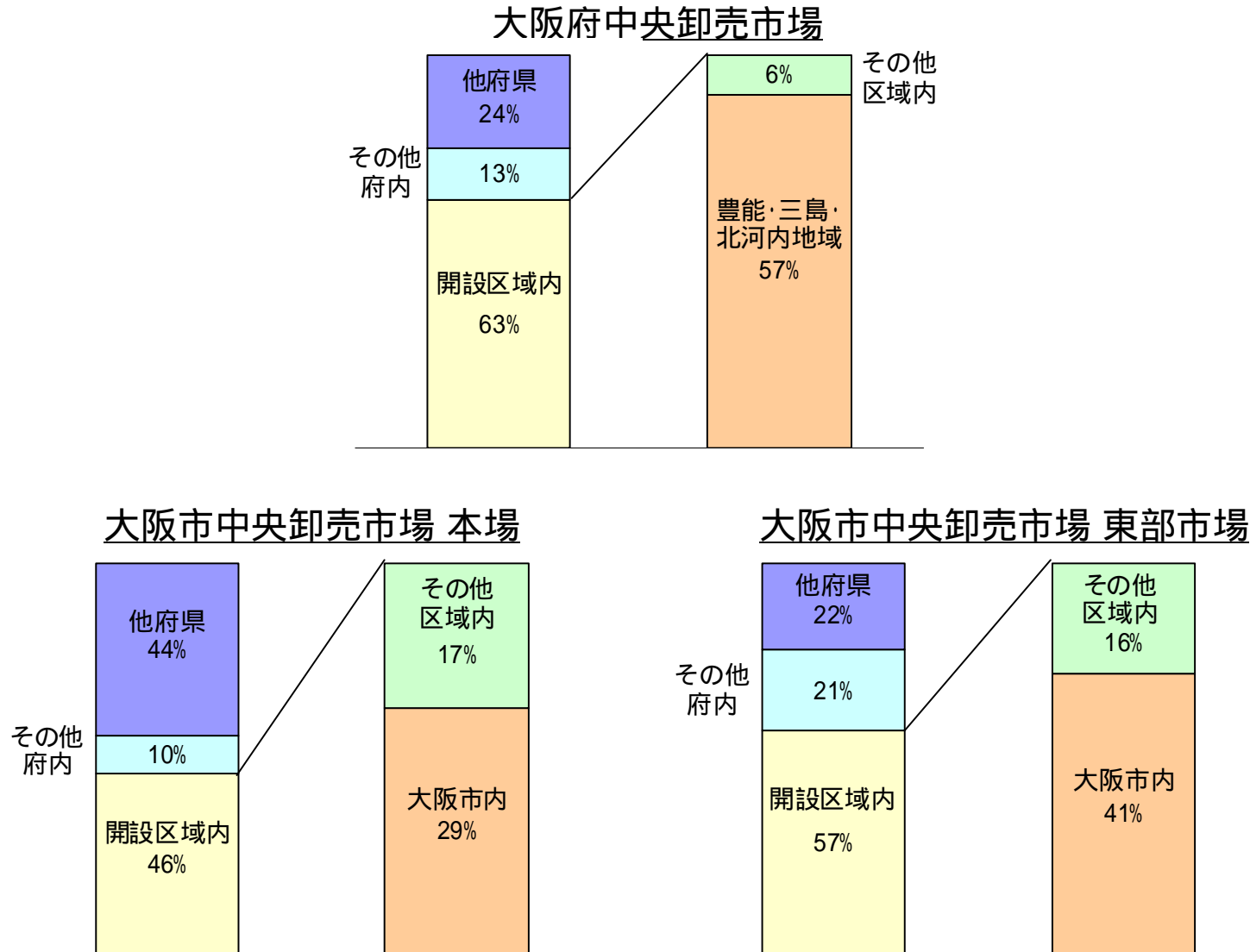
3市場の中では本場の規模が圧倒的だが、各市場とも減少傾向にある。

府内3市場の取扱高推移



府市場、東部市場は開設区域内、特に近隣への供給が多いが、本場は他府県への供給割合が高い。

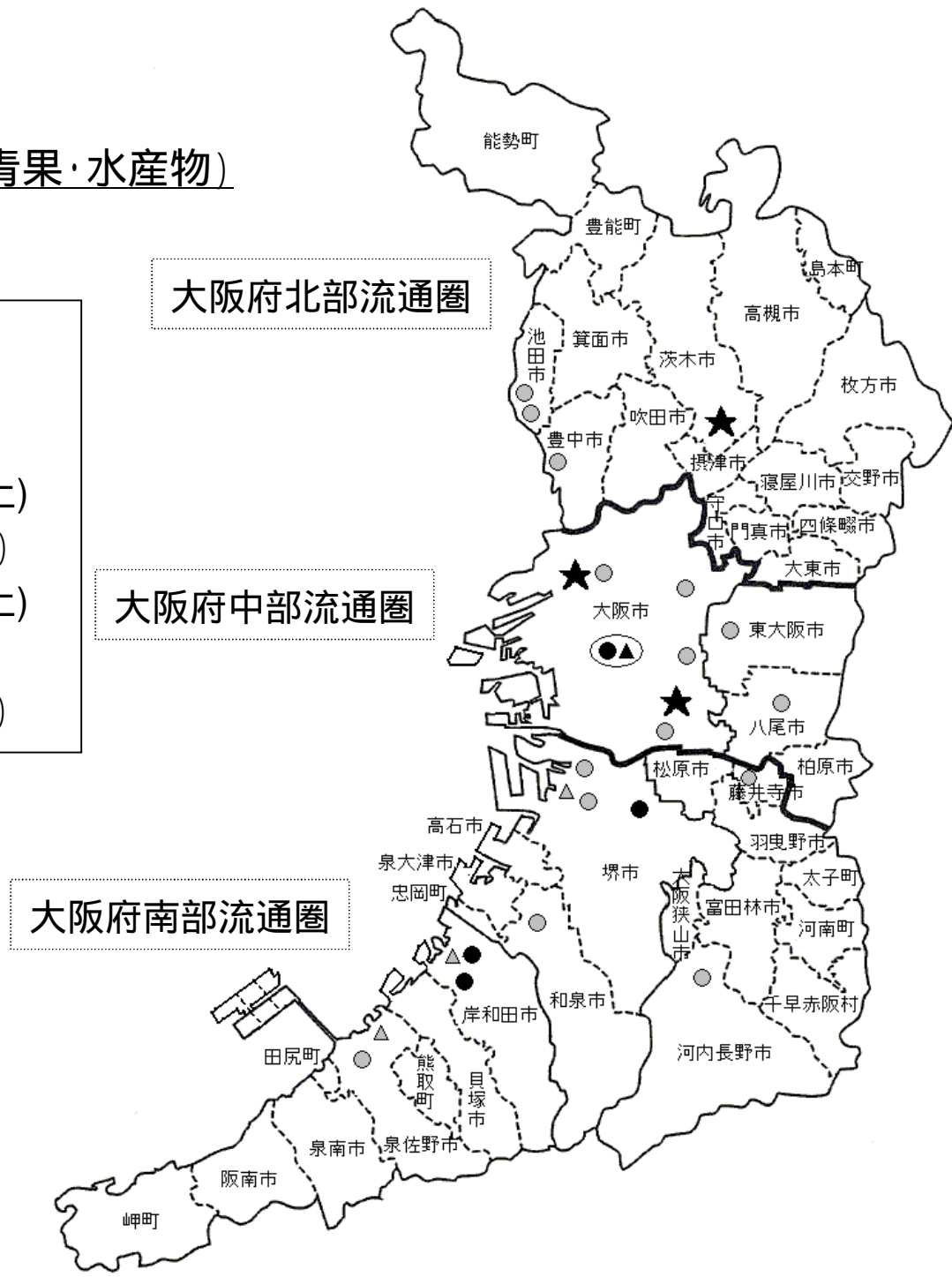
府内3市場の供給先比較(2007年度)



府内卸売市場の分布(青果・水産物)

(凡例)

- : 中央卸売市場
- : 地方卸売市場(青果)
(年間取扱高40億円以上)
- : 地方卸売市場(水産物)
(年間取扱高40億円以上)
- : 地方卸売市場(青果)
- △ : 地方卸売市場(水産物)



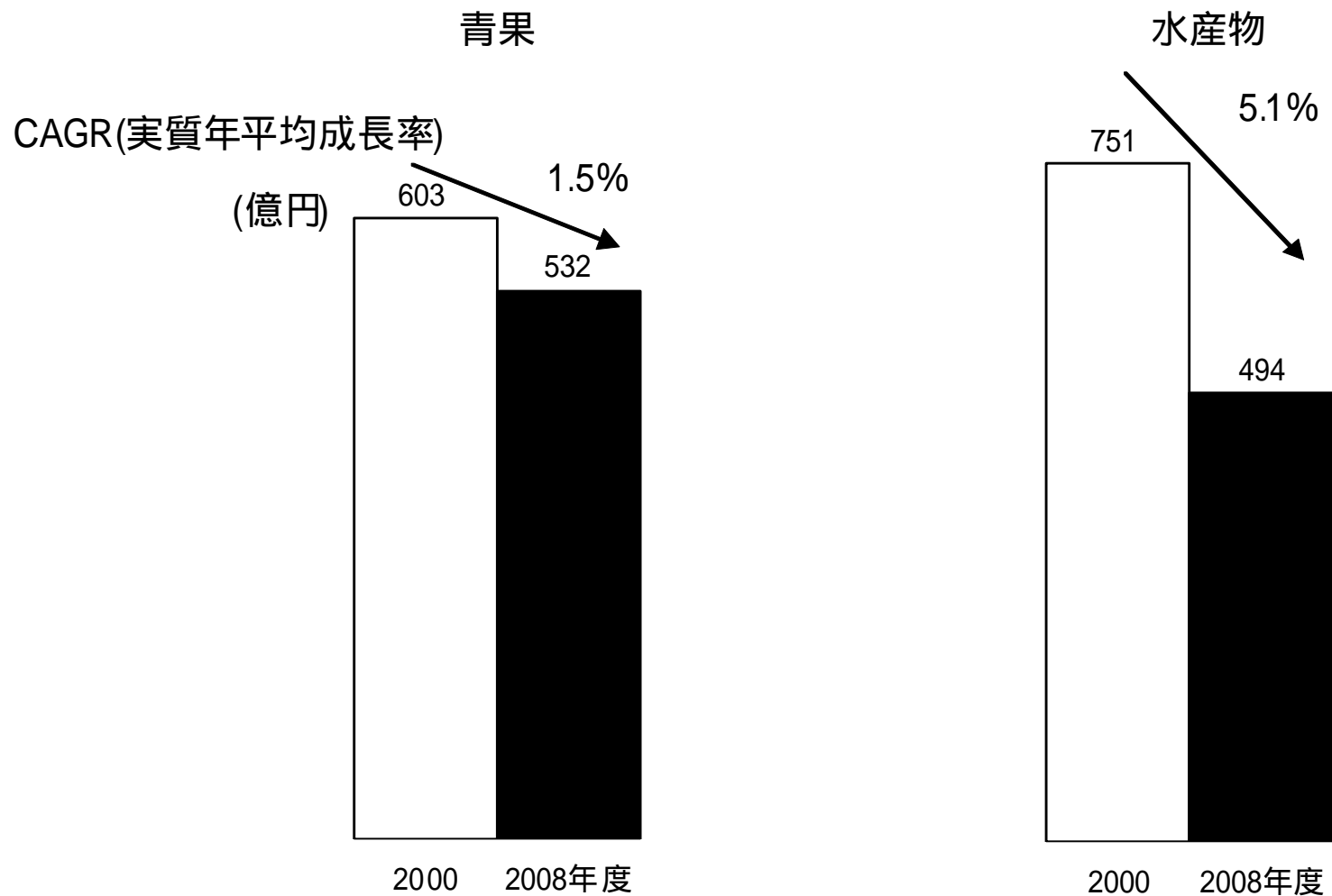
第2章 大阪府中央卸売市場の経営評価

1. 府市場の取引状況

- 大阪府中央卸売市場の取扱高は青果、水産物ともに減少を続けており、水産物の方が特に減少が大きい。
- 集荷先の分布状況に大きな変化はない。
- 販売先としてはスーパーの割合が着実に高くなっている。
- 同時に相対取引の割合が高くなり、これまで市場が有していた価格形成機能の低下が窺われる。水産物で特にその傾向が強い。

府の市場では青果と水産物の取扱いがあるが、どちらも減少を続け、特に水産では年平均5%程度落としている。

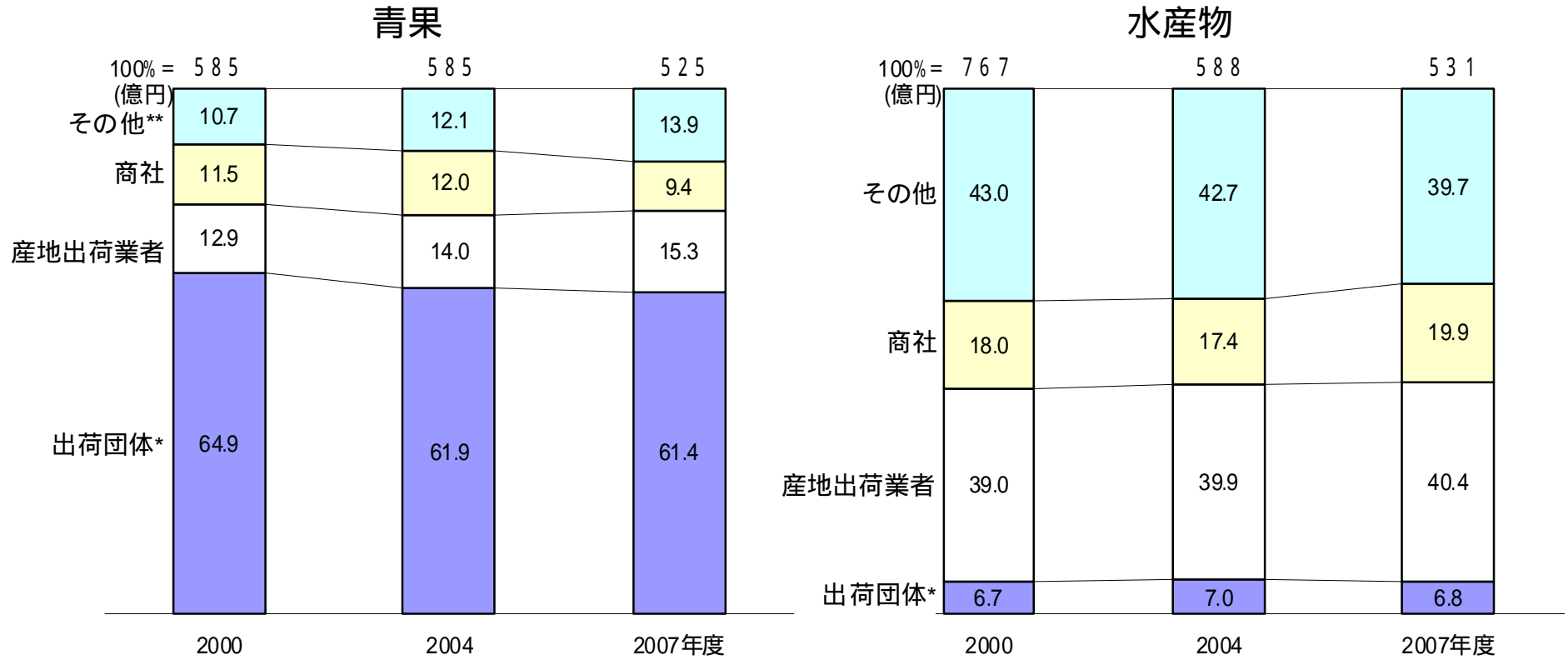
大阪府中央卸売市場の取扱高推移



資料:大阪府調べ

集荷先の分布状況については従来から大きな変化はない。

集荷先分布状況



資料: 大阪府中央卸売市場調べ

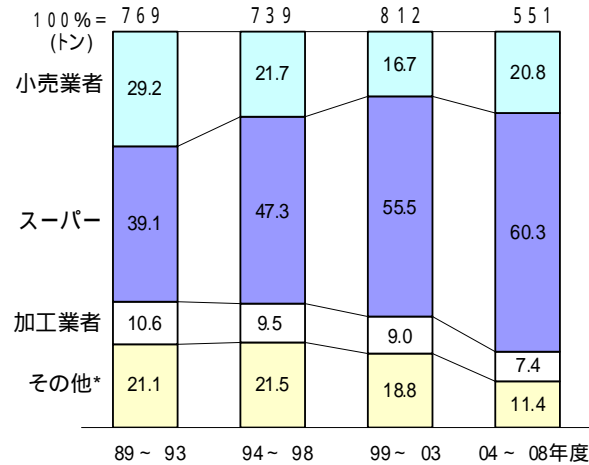
* 出荷団体は農協、漁協

** 産地市場、他市場、個人

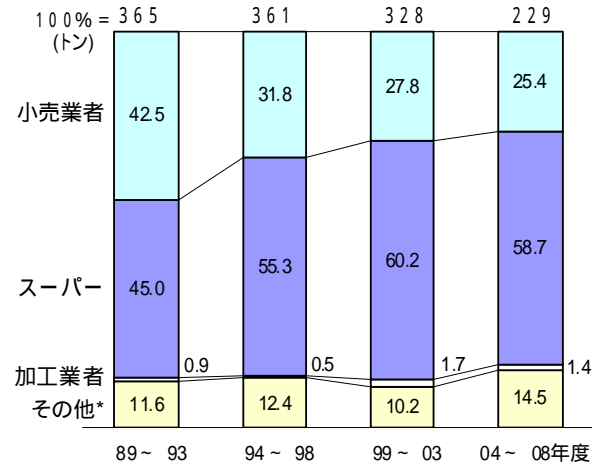
全体として、スーパーへの販売の比率が増大し、小売業者の比率は低下している。

販売先分布状況

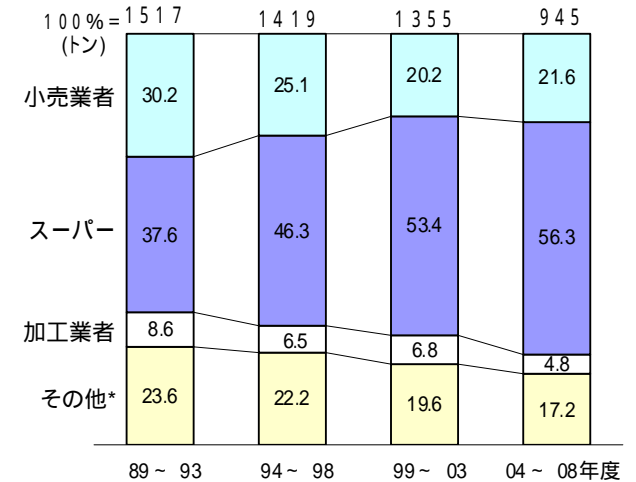
野菜



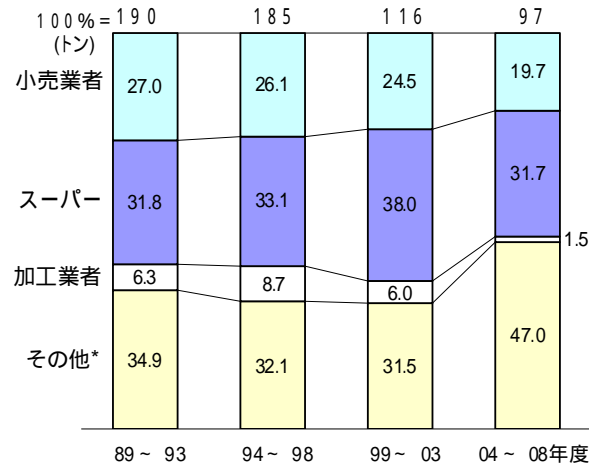
果実



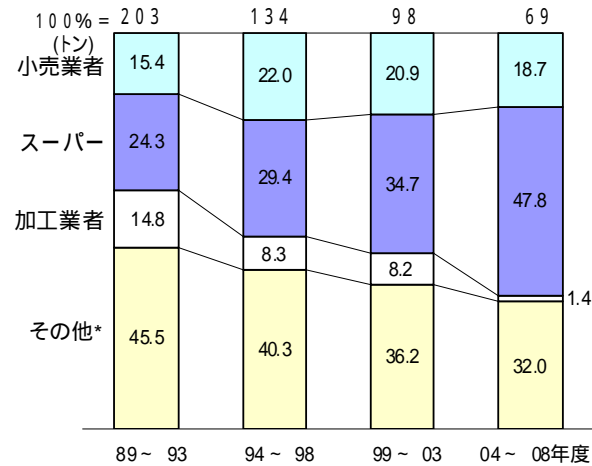
市場計



生鮮水産物



加工水産物

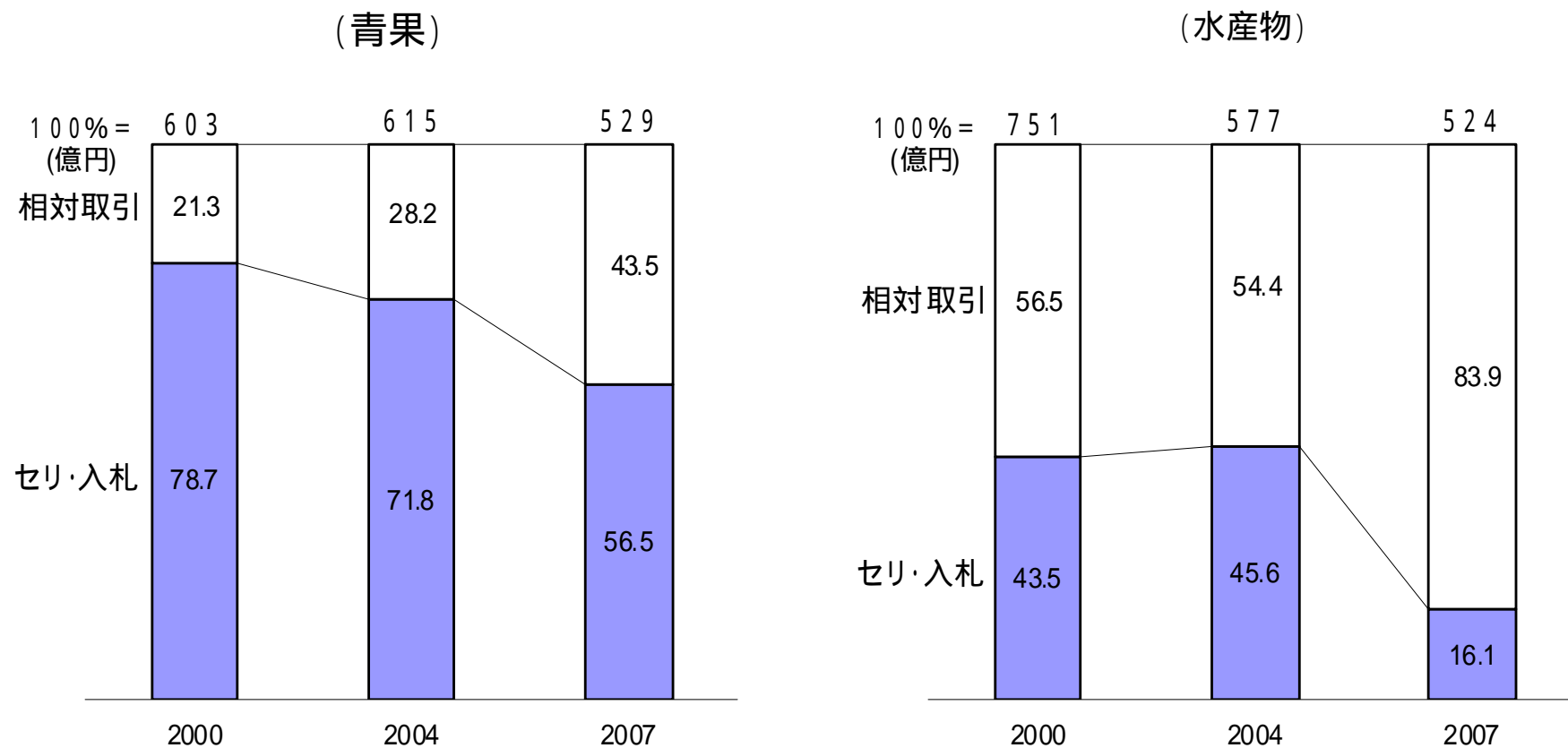


資料:大阪府中央卸売市場調べ

* 他市場、場外卸業者等

セリ・入札取引の割合が減少し、相対取引の割合が増加しつつある。

相対取引の割合推移



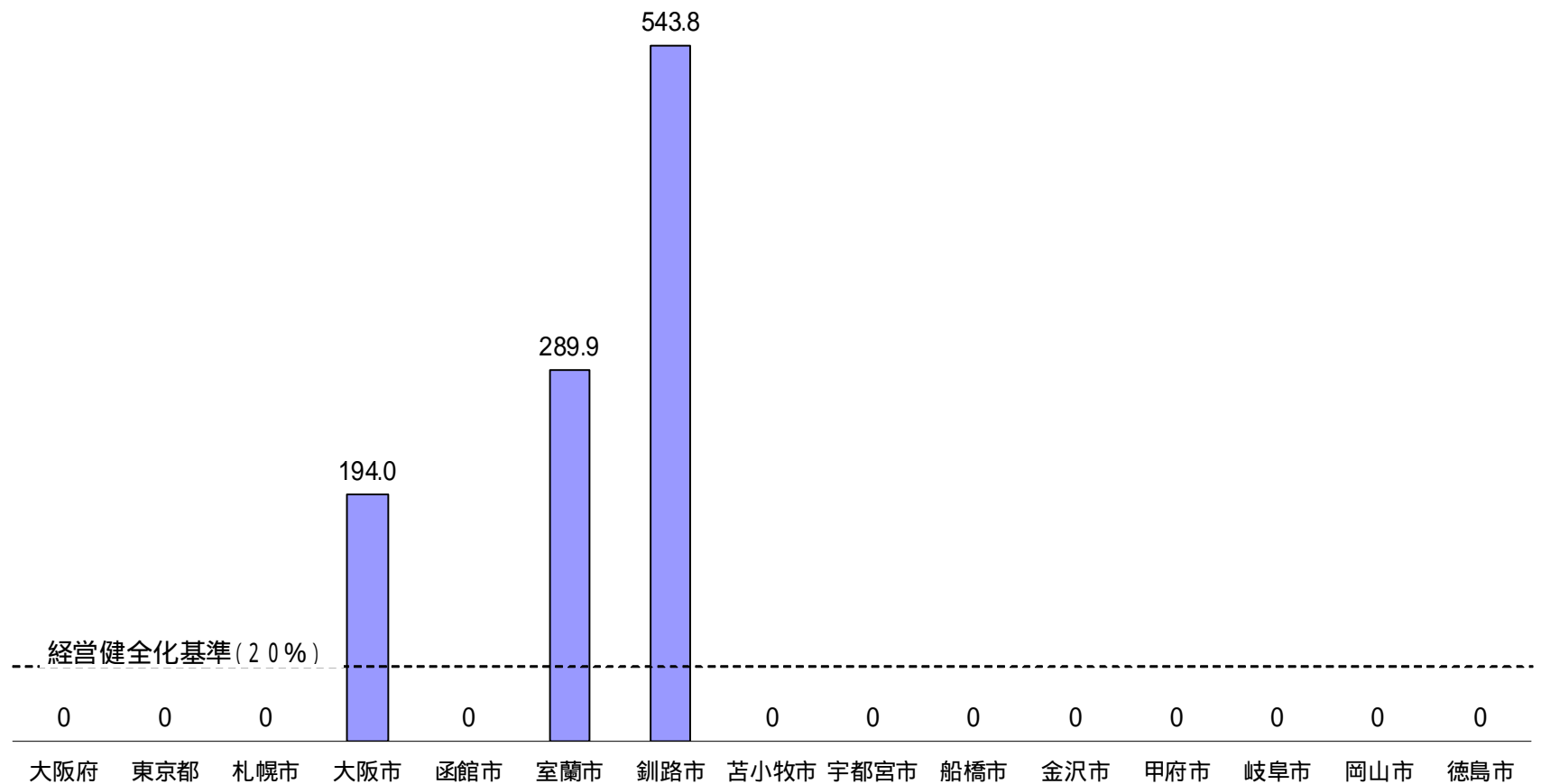
資料:大阪府調べ

2. 府市場の経営状況

- 現在、総務省の示す公営企業の健全化指標(資金不足比率)においては特に問題は生じていない。
- 2008年度は1.7億円の赤字で、これまでも損益は1~3億円程度の赤字で推移。収益・費用とも減少傾向。
- 累積赤字は年々増え続け120億円を超えている。但し、現在の一般会計からの繰出基準が市場使用料の算定方法や会計制度と整合していないことによる影響が大きい。
- 近年の整備事業費は少ないが、老朽化により近い将来補修や耐震工事のために毎年数億円の投資が不可避である。
- 人員は10年間で1/3以上削減しており、生産性は他都市と比較して特に低いわけではない。

大阪府は資金不足は生じておらず、総務省の健全化指標(資金不足比率)は0%となっている。

公営企業会計を採用する全国15団体における 資金不足比率の状況(2007年度)

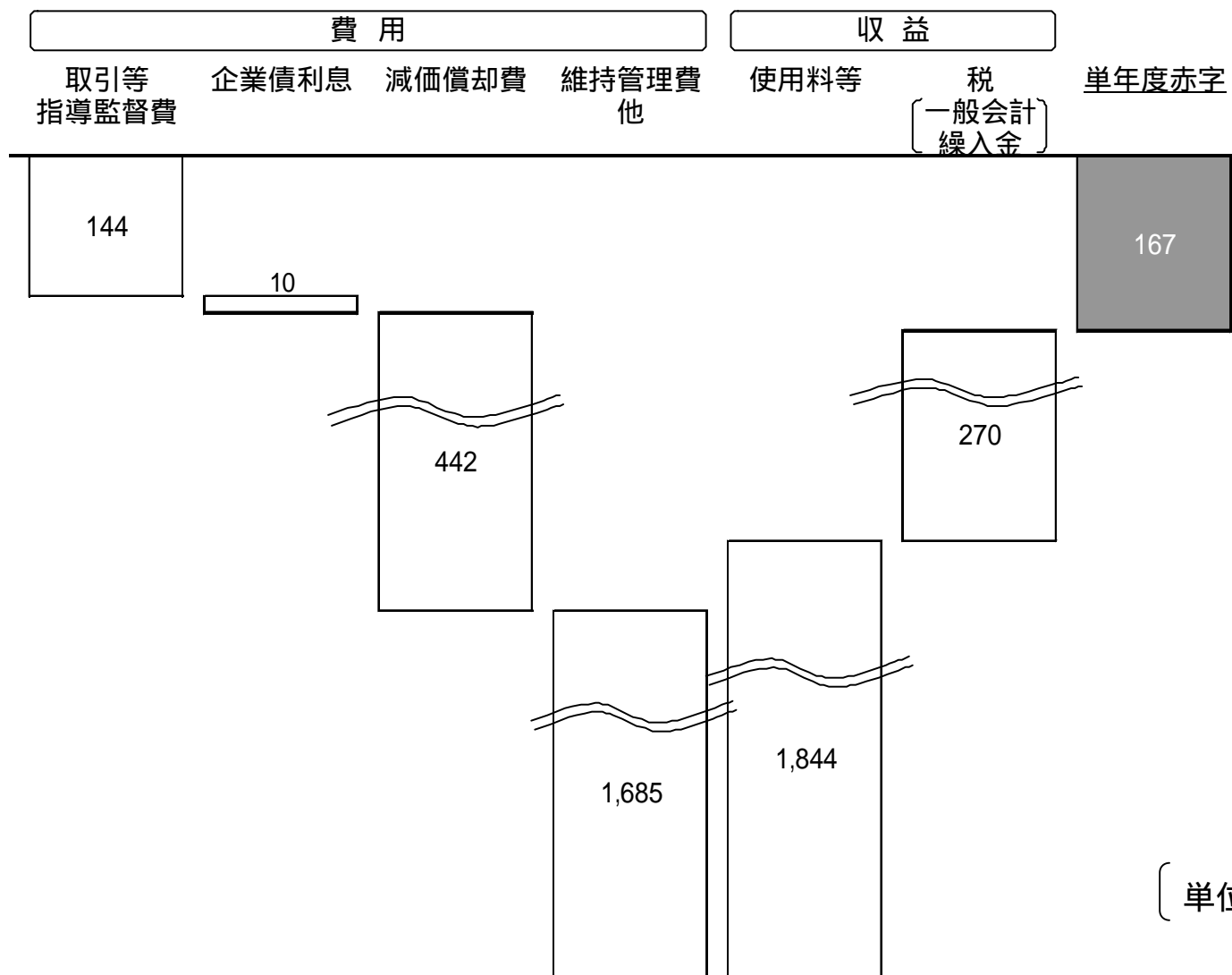


〔 単位 : % 〕

資料:総務省資料より

収益的収支は2008年度で1.7億円程度の赤字となっている。

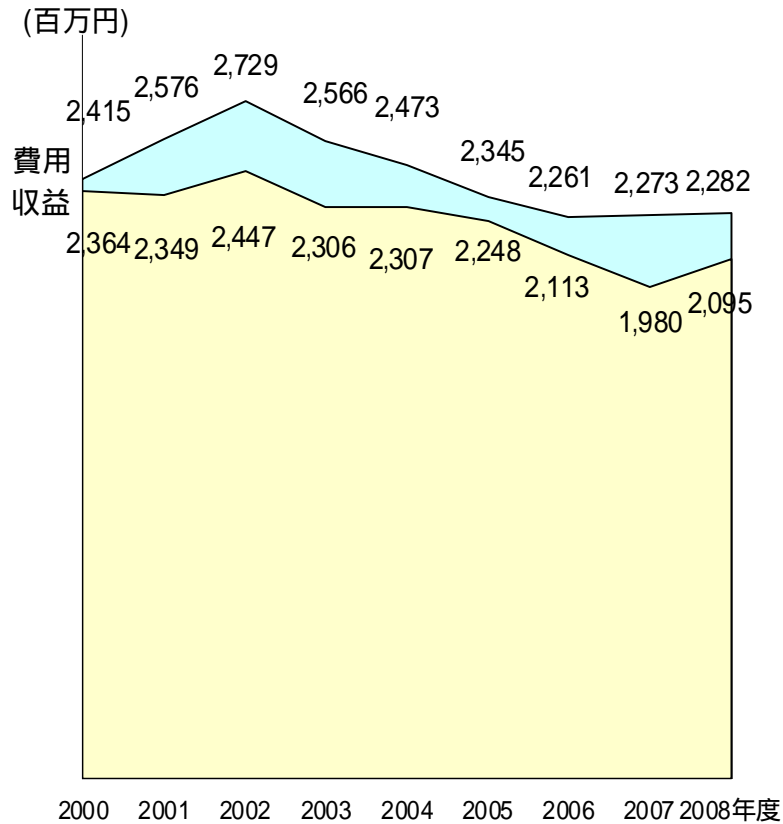
損益収支の状況(2008年度)



〔単位:百万円〕

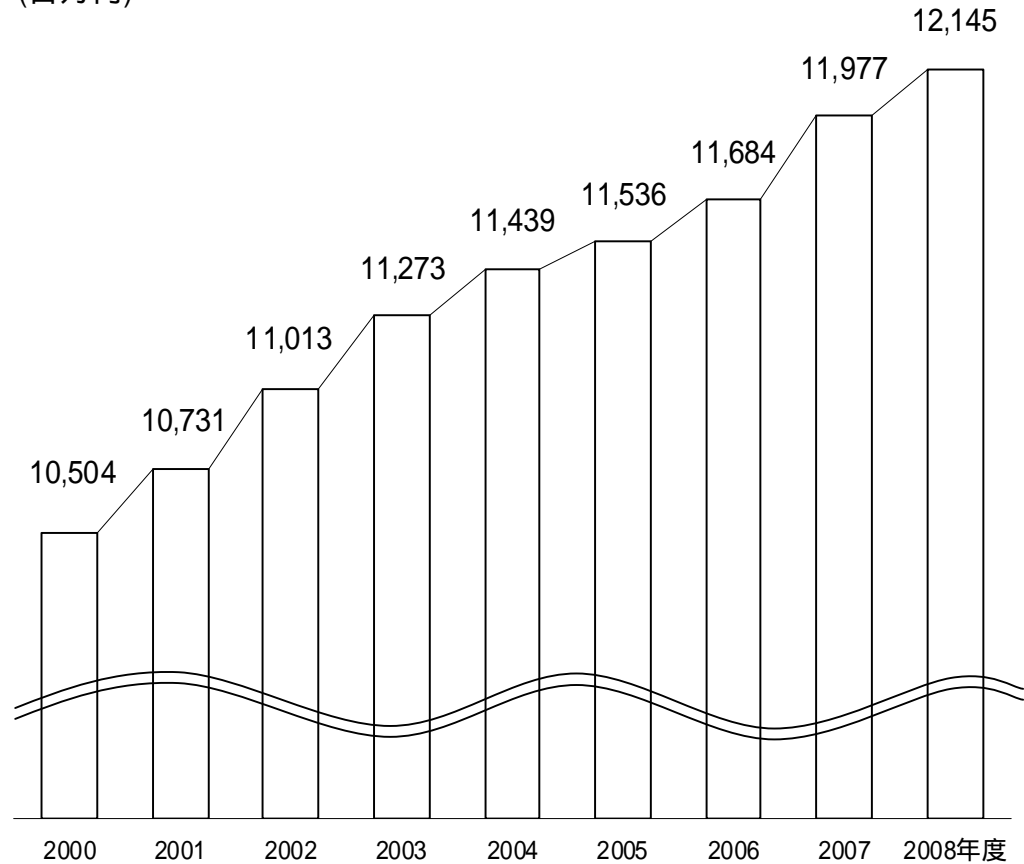
損益は1～3億円程度の赤字で推移。収益・費用とも減少傾向。累積赤字は年々増え続け、120億円を超えている。*

決算の推移



累積赤字*

(百万円)

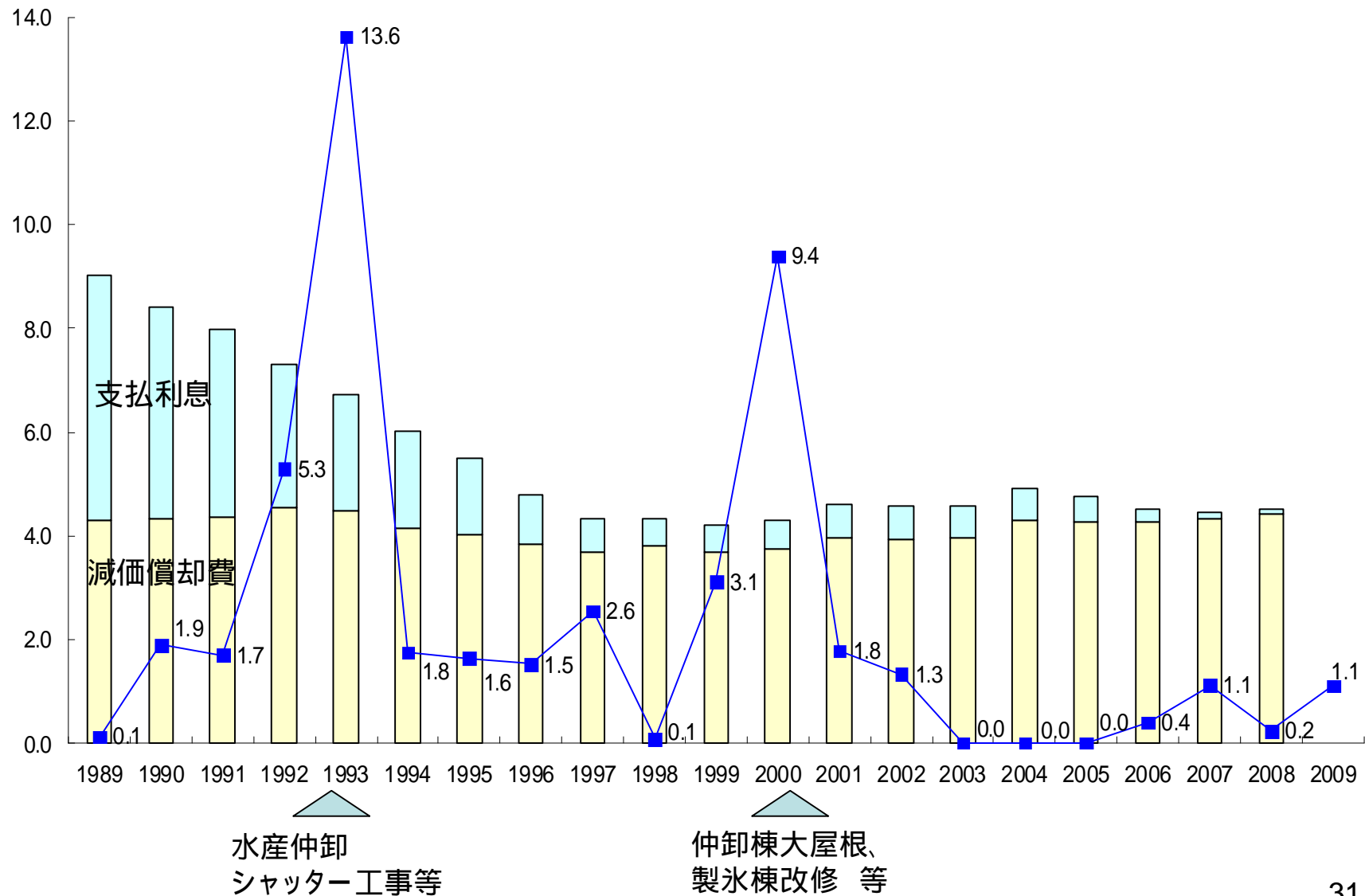


資料:大阪府調べ

* 開場以来指導監督経費の繰入が極めて不足し、代わりに出資金による繰入を受けていたことの影響
 が大きい。そのため、相当額の自己資本が積み上がっており、自己資本比率は90%を超えている。

大掛かりな整備事業を終え、近年は大規模な設備投資は発生していない。

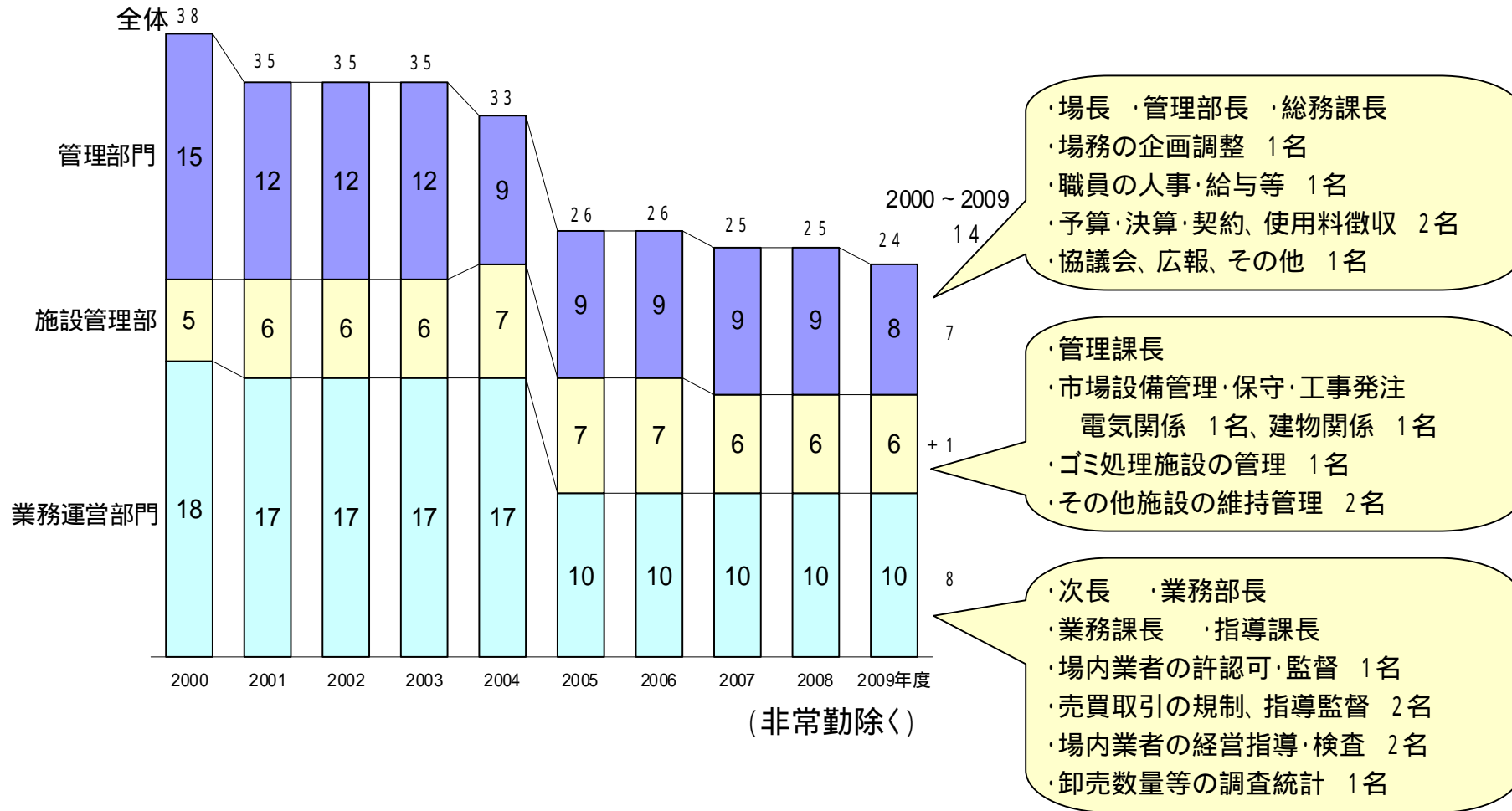
整備事業費等の推移



資料:大阪府中央卸売市場調べ

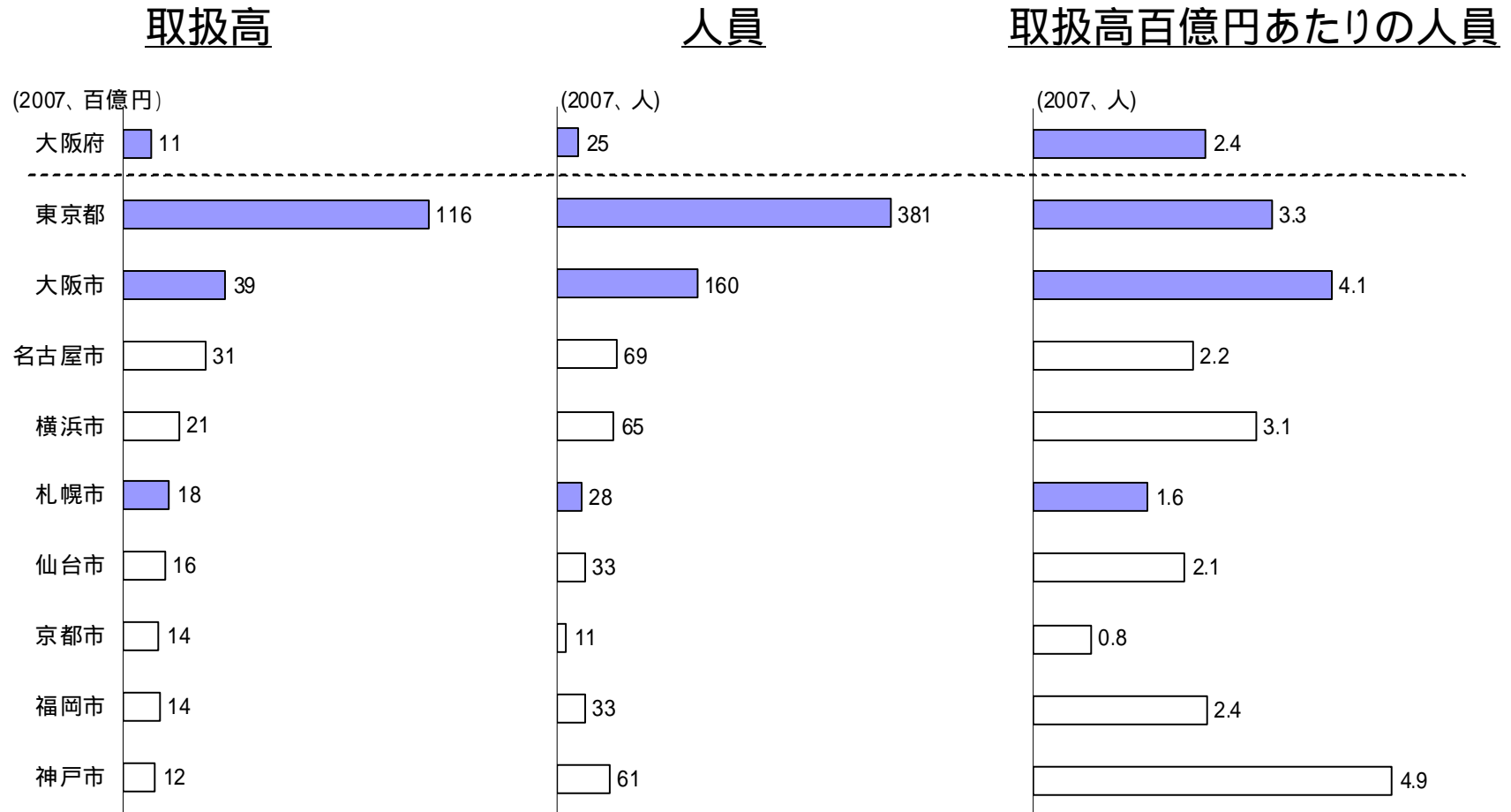
人員は10年間で1 / 3以上削減している。

人員の推移と各担当の主な役割



生産性は他都市と比べて特に低いわけではない。

生産性の他都市比較(1)*

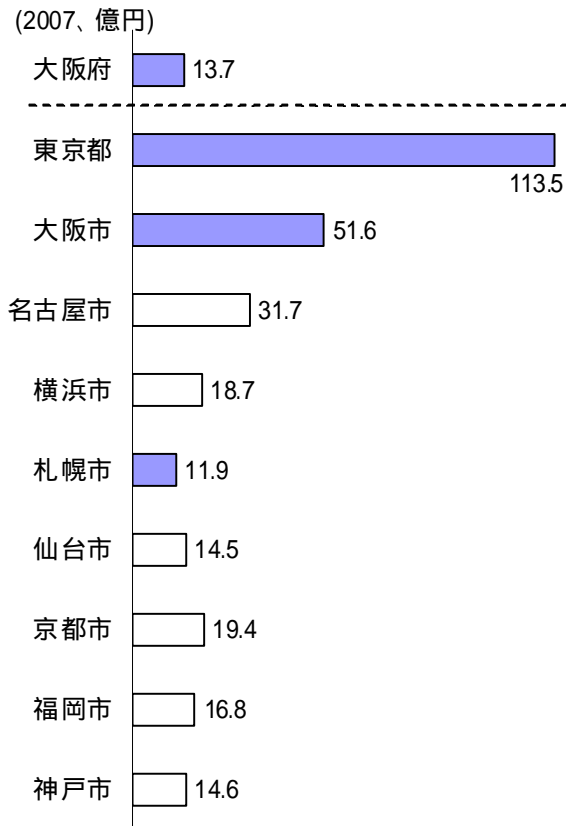


資料:地方公営企業年鑑(総務省自治財政局)

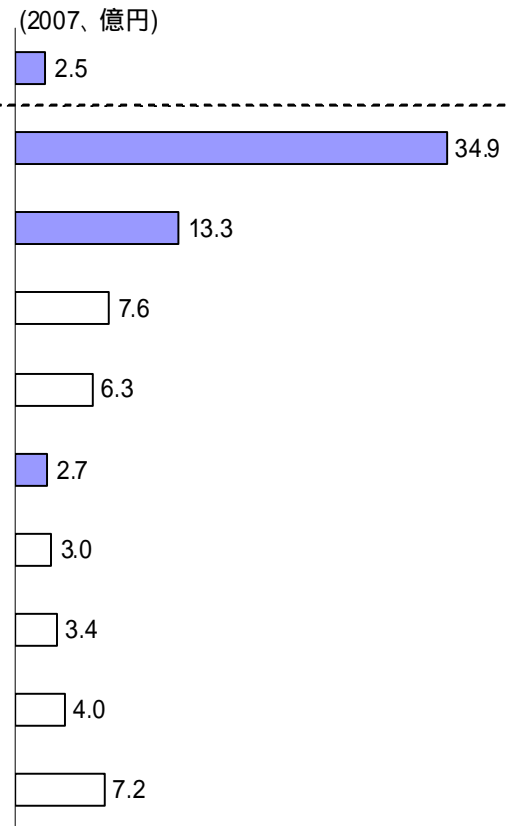
* 色付きの団体は公営企業法適用。公営企業法非適用の一部の市場では、人員数について本グラフと異なる数値も聞いており、データの信頼性に若干疑問が残る。

生産性の他都市比較(2)*

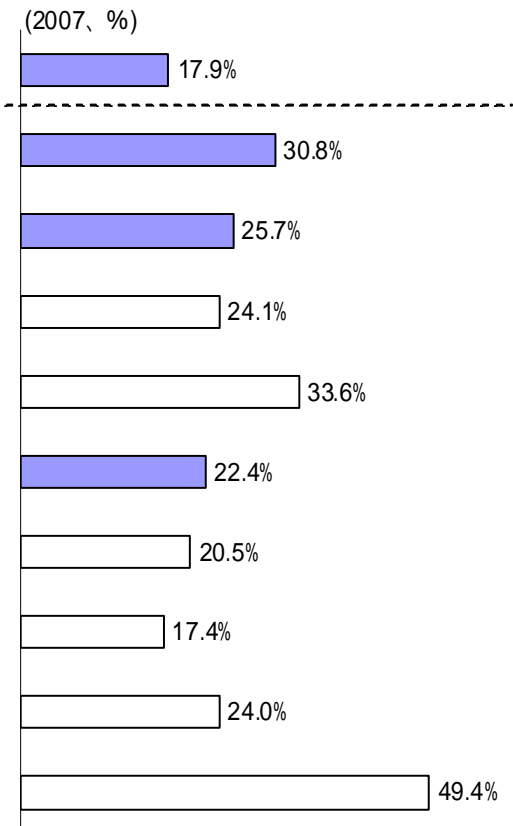
料金収入



職員給与費



職員給与費 / 料金収入

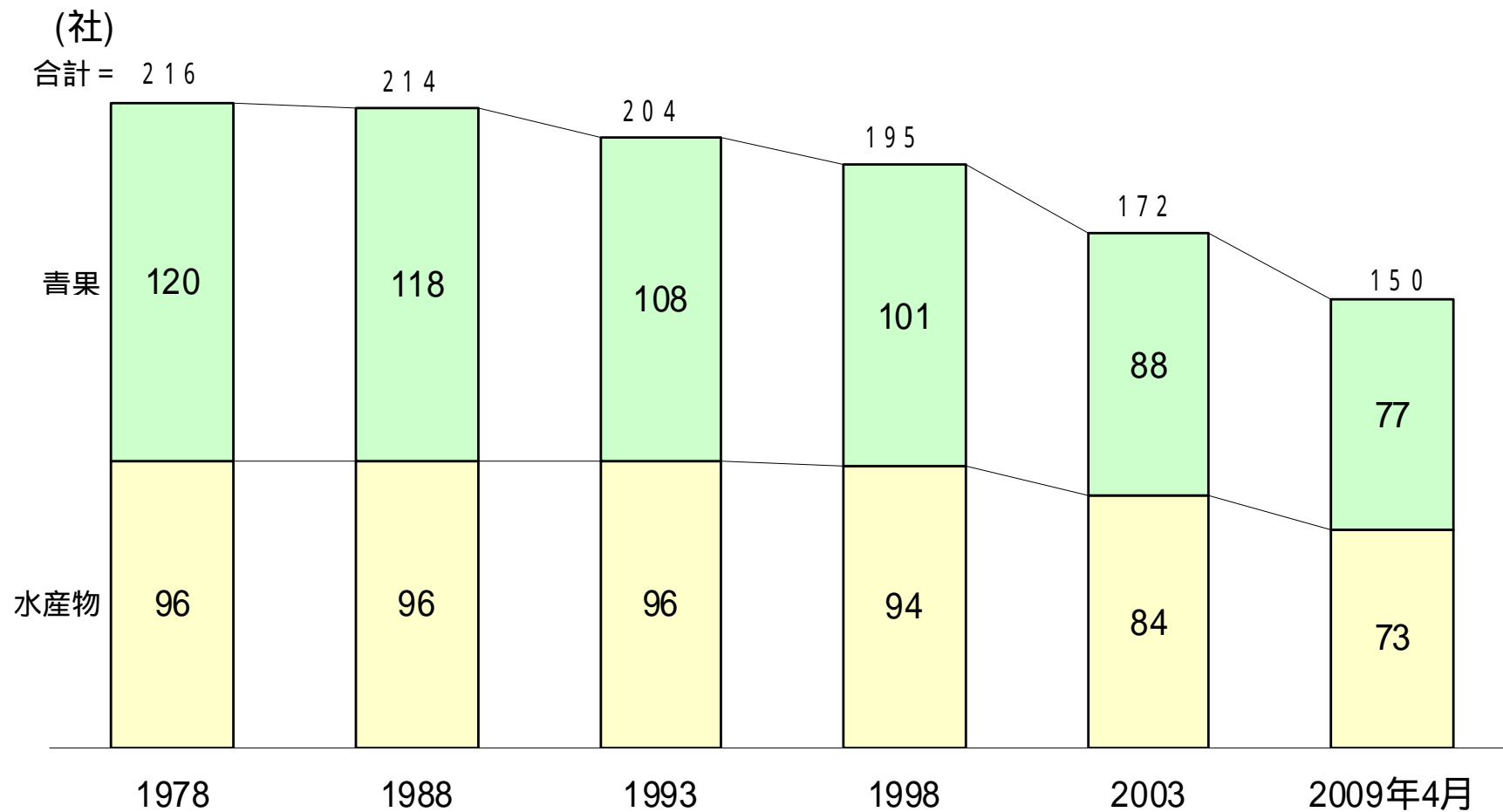


資料:地方公営企業年鑑(総務省自治財政局)

* 色付きの団体は公営企業法適用であり、職員給与費からは退職給与金を除く。

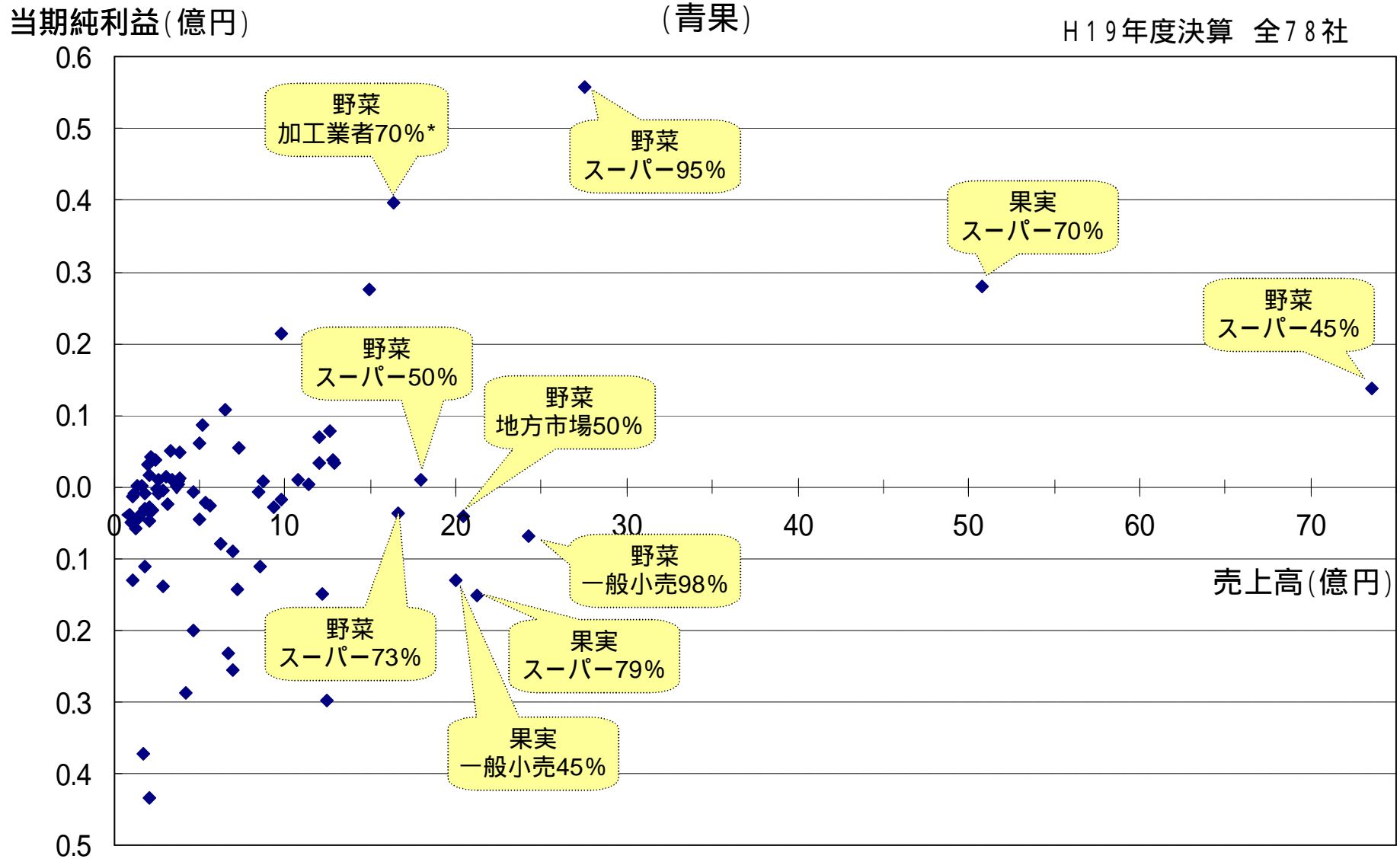
開設時の216業者から大幅に減少し、現在は150業者となっている。

仲卸業者数の推移



売上高5億円未満の小規模業者が多く、それら小規模業者を中心に赤字業者が多い。

仲卸業者の経営状況



資料:大阪府中央卸売市場調べ

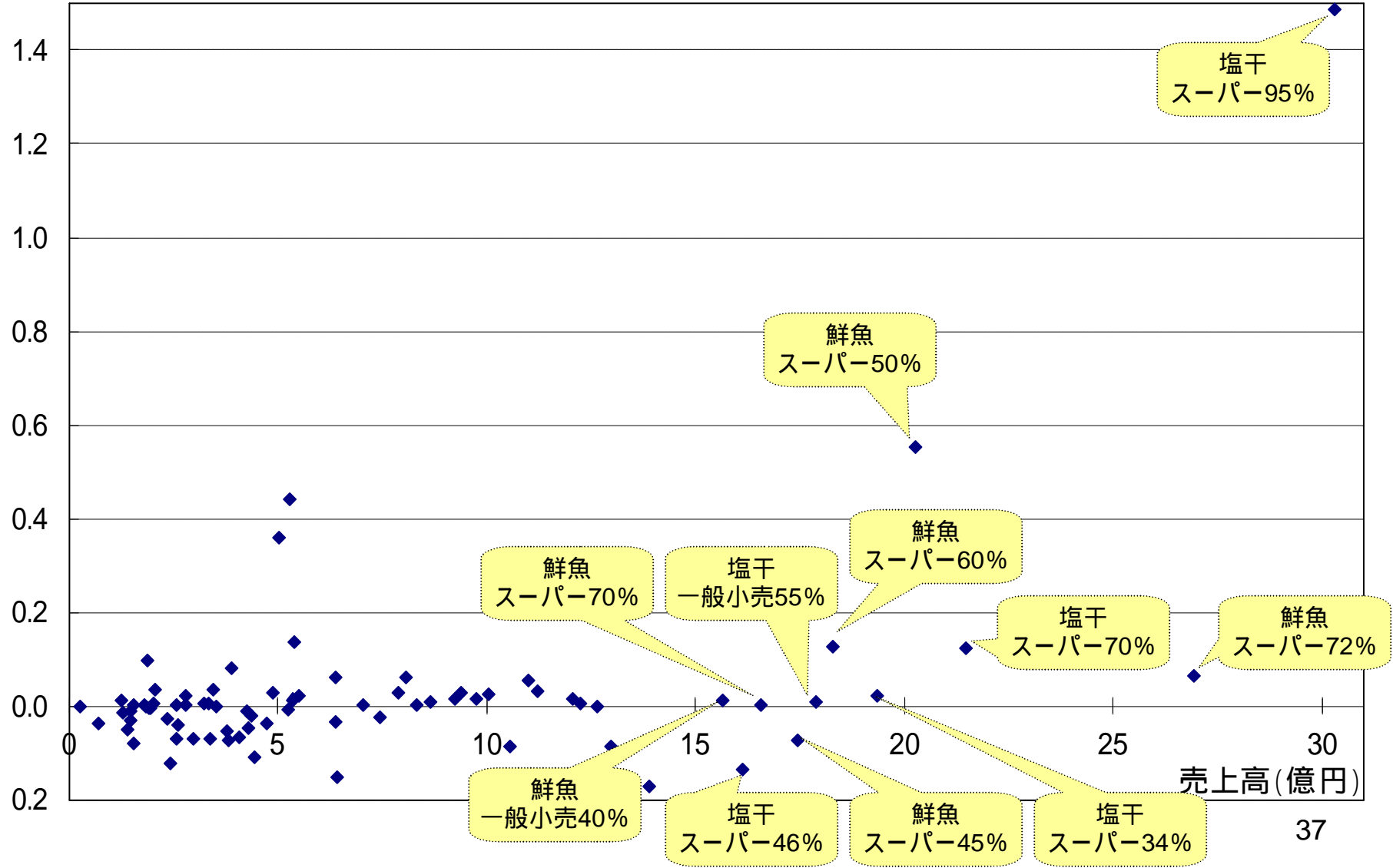
* 各吹き出しは、取扱品目と最大の販売先の比率 (売上高15億円以上の業者を抽出)

仲卸業者の経営状況

(水産物)

当期純利益(億円)


H19年度決算 全77社




先進・優良顧客からの市場の評価

- 設備等の面で市場内の温度管理は不十分。市場の前後で温度管理を徹底しても、市場内の温度管理が設備等の面で不十分なので効果が薄れる。
- 衛生管理においても、現在の量販店が求める水準から見ると不満もある。
- 市場のモノはロットが大きく、小規模スーパーが多い現状に適合していないので、仲卸に小分けにする作業などをしてもらっているが、やり方が非効率に感じる。
- 野菜の蘇生作業などを行ってくれると助かるが、現在はスーパーの各店舗で行っている。


市場の現状




コールドチェーン対応はスーパーにとって必須条件になりつつあるが、大規模な設備投資が必要で、即座の対応は考えにくい。



他市場と同様、先進的な衛生基準(HACCP等)に比べると十分とはいえない。



仲卸の従業員が店の一角で小分けや袋詰め作業等を行っている。



蘇生機を有している業者はほとんどなく、一部業者は水を掛ける作業等をすべて手作業で行っている。

第3章 府市場が目指すべき方向性

1. 今後の方向性の検討

- 府市場は、他のほとんどの公設市場同様、量販店等が求める要求水準を満たせず、このままでは取扱高は一層減少し、いずれは市場としての存続の是非を問うべき時が来る恐れがある。
- 府市場が一定の取扱量を維持するには、大規模な設備投資を行うことが必須となるが、現在の財政状況や施設整備のノウハウ等の観点からは、府が主導して、それらを実施し、最先端の市場を目指すという選択肢は考えにくい。
- 現状維持の場合でも、施設の老朽化により今後約55億円の投資が見込まれるが、今後も取扱量並びに収益の減少が見込まれることを考えると、このままの形で運営を続けていくことは困難と考えられる。
- また、そもそも大阪府内に中央卸売市場が3つ存在しなければいけない絶対的な理由はない上、これまで市場が有していた価格形成機能の低下が窺われる現状において地方公共団体が市場を管理運営し続ける必要性自体についても、この機に再検討すべきである。
- しかし、府市場は依然として相当程度の取扱高を保持しており、生鮮食料品の安定供給の役割を果たしているほか、場内では多数の業者が商売を営んでおり、また物流施設としての立地条件は非常に優れている。ここでは、それら諸前提を踏まえた改革の選択肢とそれぞれの課題および実現性を検討する。

選 択 肢	課 題	10年間の 府費負担*	10年後の 企業債残高
【消極的取組み】			
1) 現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備改修、耐震化工事必要 将来、市場会計は資金ショートの可能性 	約14億円	約26億円
2) 移 譲	<ul style="list-style-type: none"> 調整に時間が掛かるほか、譲渡対価の問題等から実現困難 たとえ実現しても、運営改善効果はほとんどない 	約3億円	約6億円 (移譲時)
3) 閉 鎖	<ul style="list-style-type: none"> 業界への波紋 場内業者の理解 出荷者の理解 	100億円以上	約9億円 (閉鎖時)
【積極的取組み】			
4) 最先端の卸売市場 を目指す	<ul style="list-style-type: none"> コールドチェーン対応などに多額の投資が必要 	約16億円	約74億円
5) 運営形態の変更に よる経営効率化 (指定管理者の導 入・地方卸売市場 への転換)	<ul style="list-style-type: none"> 「中央」の看板を失うことにより集荷力が低下するという意見あり 場内業者の理解・協力 「現状維持」に比べると収益の維持・向上の可能性あり 	約7億円	約22億円

- * ・「10年間の府費負担」は、閉鎖の場合は閉鎖コスト、その他については期間内の一般会計繰出金の合計(P.70～71参照)
・府費負担額・企業債残高は、取り組み実施時期により変動する

今後必要と考えられる設備投資*

<p>特別高圧受変電設備 約10億円</p>	<p>優先順位 : 事故の恐れもあり、早急に対応する必要。(既に着手)</p>
<p>耐震補強(水産棟・管理棟・冷蔵庫棟) 約4億円</p>	<p>優先順位 : 建物の使用を継続していく場合は対応が必要であり、必要に応じて改修する必要。 (場内業者自身によるコールドチェーン対応化には、一定レベルの電気設備の改修は不可欠。)</p>
<p>高圧受変電設備 約30億円</p>	
<p>低圧幹線電気設備 約3億円</p>	
<p>昇降機(エレベーター) 約3億円</p>	<p>優先順位 : 使用状況に応じ、必要な範囲で改修する必要。 (昇降機のうち、老朽度・使用頻度の高いものは既に着手)</p>
<p>中央監視盤・自動火災報知機 約5億円</p>	
<p>合計: 約55億円</p>	

*基本方針: 1. 開設者として最低限必要なインフラ整備はやる
2. 付加価値をつけるものはやらない(使う人が自前で投資する)

【消極的取組み】

1) 現状維持

今後も収益の減少が見込まれることを考えると、現状のまま運営を続けていくことは困難と考えられる。

今後の損益・資金残高等の推計

H22より経常収益が毎年2%減少すると仮定*

(単位:億円)

	H20(末)	H26(末)	H31(末)	備 考
純 損 益	1.7	2	4	H26にはキャッシュ不足が発生、 そのまま不足額が拡大し続ける。
現預金残高	10.6	1	8	
繰出金累計		9	14	(H22からの累計)

- 〔推計条件〕
- ・必要なインフラ整備はH28末までに全て実施する。(P.42参照)
 - ・一般会計繰出金は、指導監督経費 + 起債元利償還の1/2とする。(P.57参照)
(ただし総額抑制のためH27以降は1/2に削減 = 昨年度の担当部局の予算要求ベース)
 - ・企業債の充当率は原則として50% (昨年度の財政課査定ベース)

* H11からH20の経常収益のCAGR(実質年平均成長率) = 2.2%
尚、経常収益が変動しない場合のシミュレーションについてはP.69を参照。

2) 移譲

公設を維持することを前提とすると移譲先は他の地方公共団体が考えられるが、そもそも実現可能性が低い。

移譲先	譲渡方法・譲渡金額算定	メリット()・デメリット()
市 一部事務組合 広域連合	<p>有償譲渡の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地価格 約20ha × 96,100円/m² 約200億円 ・建物価格 不明 (ほぼゼロと推定) <p>無償譲渡の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべて無償 ただし企業債等の債務も 移管 	<p>比較的場内業者の理解と協力を得やすく、円滑に移行できる可能性。</p> <p>有償譲渡の場合はもちろん、無償譲渡の場合でも、譲受主体にとってメリットがなく、移譲を受けない可能性高い。</p> <p>現在の運営形態と変更がなく、市場の現状への対応策とはならない。</p>

3) 閉鎖

閉鎖に伴い、大きな費用負担が予想されるほか、全国第10位の中央卸売市場の閉鎖は業界関係者への波紋が大き過ぎるため、理解と協力を得にくいと考える。

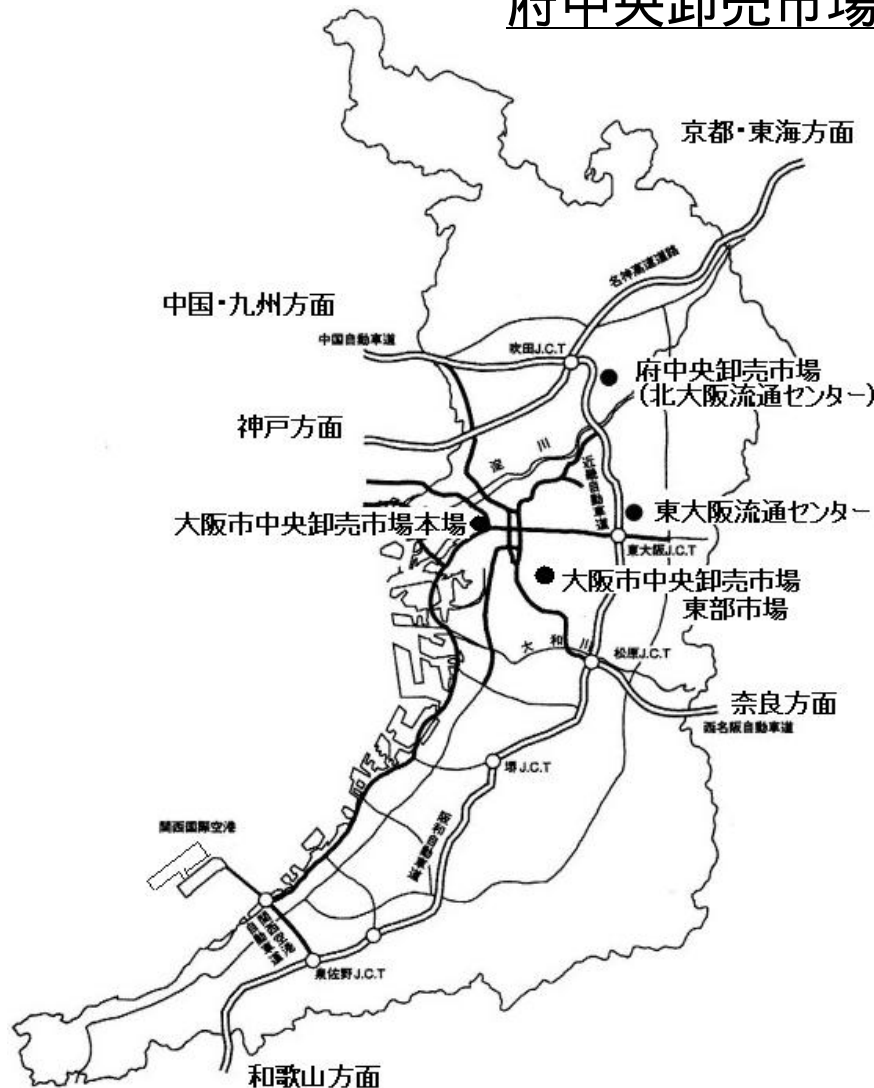
閉鎖に係るコスト	300億円以上 (推定)	・建物撤去費 ・国庫返還金 ・場内業者への補償費* 等
閉鎖による収入 (土地売却価格)	約200億円	・面積(20ha) × 路線価 (土地の用途規制撤廃を前提)
差 引	100億円以上(不足)	

* 大阪市本場・東部市場のいずれも、仲卸売場の入居率は100%に近く、府中央市場の仲卸業者を移転させるスペースは存在しない。

【積極的取組み】

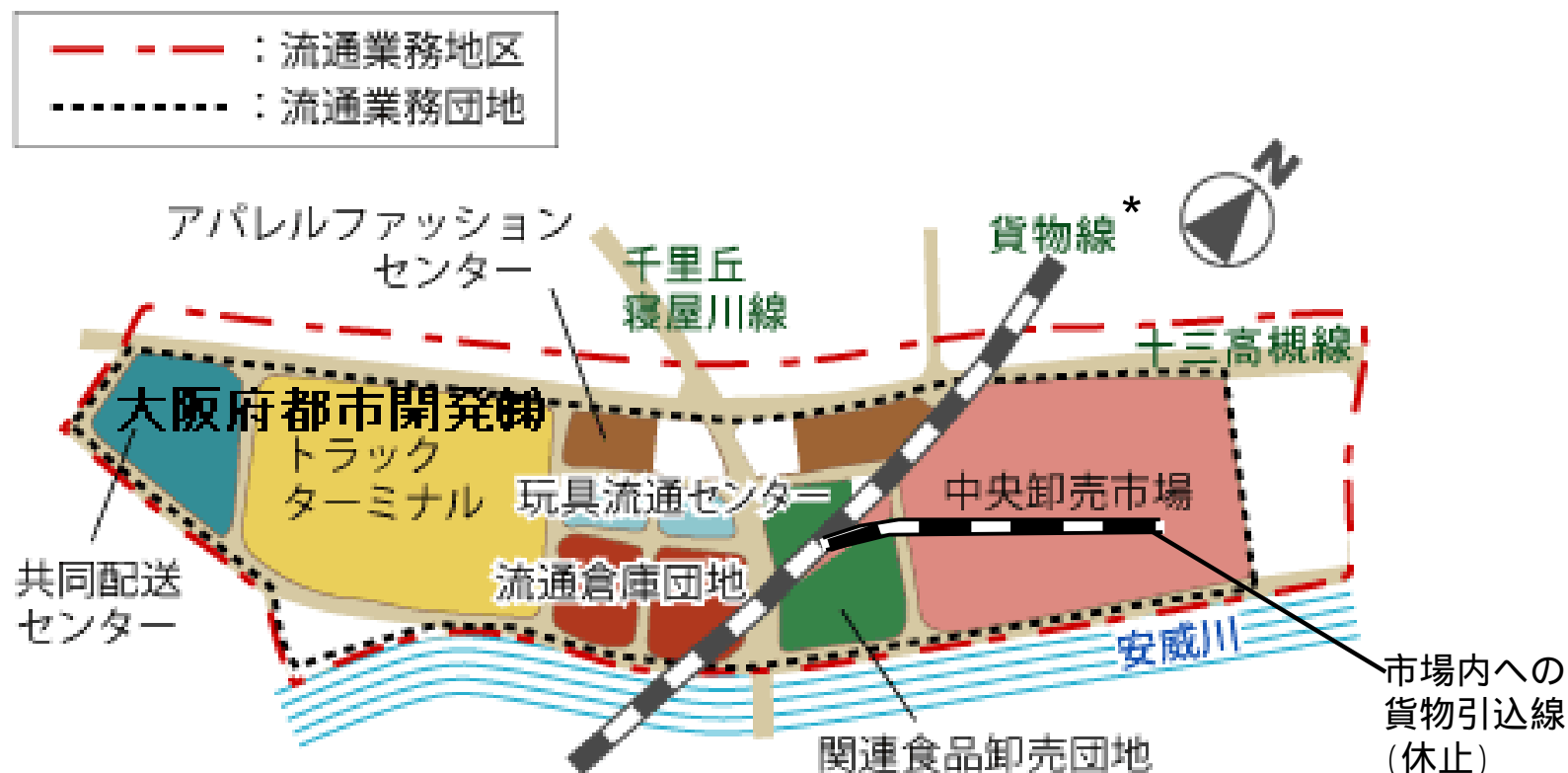
府中央卸売市場の立地条件は、他の中央市場に比べて非常に優れていると言え、その優位性を生かして総合食料・物流基地として発展する可能性も秘めている。

府中央卸売市場の立地特性



- 名神高速・中国道・近畿道へのアクセス利便性が極めて高い(全国からの集荷が容易)
- 平成21年度中に開通予定の第二京阪道路に近接
- 流通業務地区(北大阪流通センター)内に立地するため、近隣住宅地等への影響が少ない。
- 一方、大阪市本場及び東部市場は既成市街地内にあるため拡張の余地が少なく、また府市場に比べると高速道路へのアクセスは悪い(鉄道によるアクセスは容易)

北大阪流通センター内でのシナジー効果創出の可能性



- 加工品を中心に、中央卸売市場で取り扱う商品を、市場内には搬入せず配送センター・トラックターミナルで積換え・仕分け等を行う。
- 物流事業者が配送センター内などに、市場の商品を一時保管する施設を整備する。

* センター内をJRの貨物線が横断しているが、これを活用するには市場内の引込線を再稼働させる必要があり、相当の費用を要する。

4) 最先端の卸売市場を目指す

〔施設整備のイメージ〕

- 卸売場・仲卸売場全体を低温・閉鎖型施設*に改修
- 卸売場・仲卸売場の出入り口には、完全接車(外気に触れずに積み降ろし可能)のトラックバースを設置
- 場内業者が共同利用できる低温加工場を整備
- 搬入バース～卸売場～仲卸売場～搬出バースの動線を整理し、場内物流を効率化

以上の整備には最低でも数十億円規模の新規投資が必要と見込まれ、府財政の状況から、選択肢として考えにくい。

* 商品が高温・風雨の影響や、鳥・小動物等による害を受けないよう、壁で覆って閉じた構造にした施設。

5) 運営形態の変更による経営効率化(指定管理者の導入・地方卸売市場への転換)

直接的効果

指定管理者の導入

利用料金制により、
日常管理運営を委託

- 使用許可
- 使用料收受
- 設備保守管理
- ゴミ収集・搬出
- 日常的修繕 等

地方市場への転換

規制の緩和により、
開設者・場内業者の
業務の軽減が可能

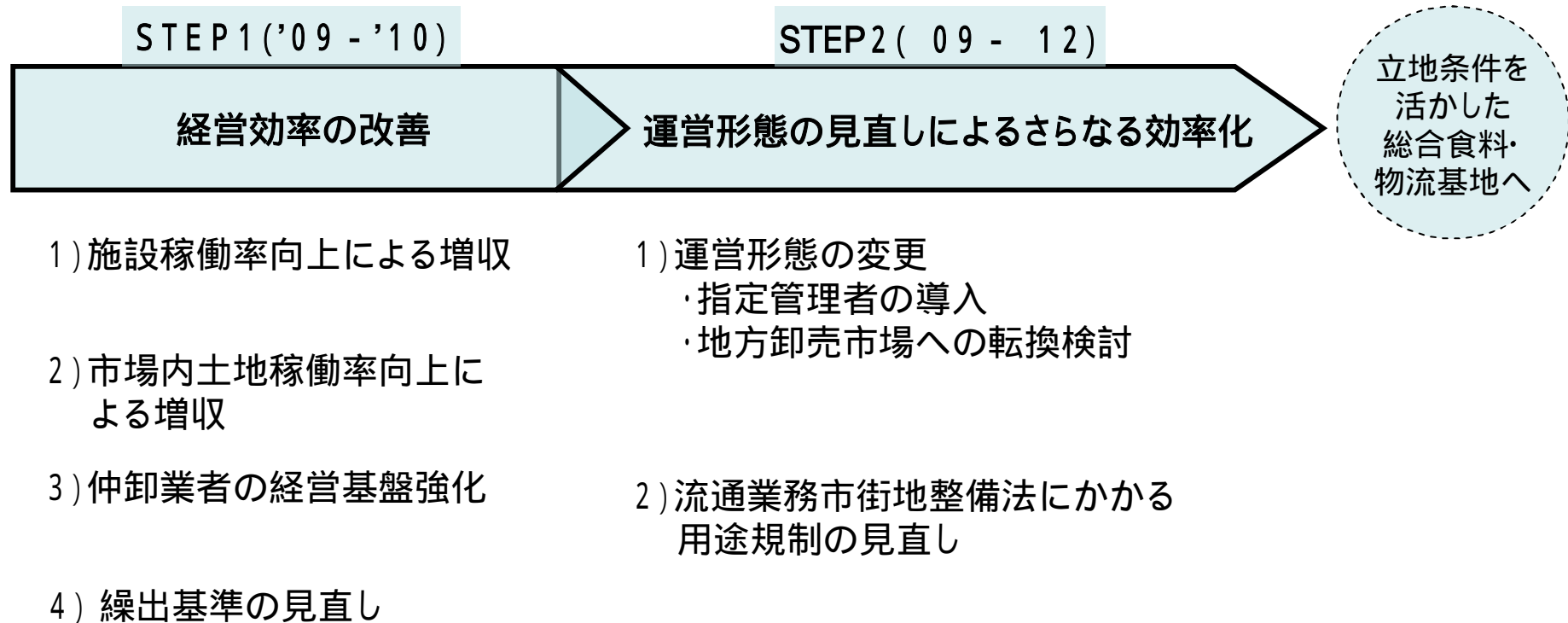
- 民間ノウハウの導入による、より効率的な運営を実現
- 指定管理者の裁量拡大により市場運営を柔軟化
- 指定管理者へのインセンティブ付与により稼働率を向上
- 各種取引規制(相対取引、直荷引、第三者販売、商物一致等)、各種届出・報告義務の撤廃
- 指導監督に要する府職員の削減
- 場内業者、顧客のニーズに応じた柔軟な運営(使用料の弾力化、施設使用形態の柔軟化)

副次的効果

- 場内業者の自立性向上
- 競争促進により、大型・先進的な業者を集積
- 最先端の顧客ニーズに適合した施設への転換を促進

2. 具体的な行動計画(案)

5つの選択肢の中で、必要な機能を残しつつ、過剰な財政負担を避けられ、実現可能性が高いという理由で、経営効率の改善に向けた取組みを進めながら、「指定管理者の導入・地方市場への転換」を目指すことが最善と考える。以下の二段階のステップを経てより効率的な市場経営を実現する。

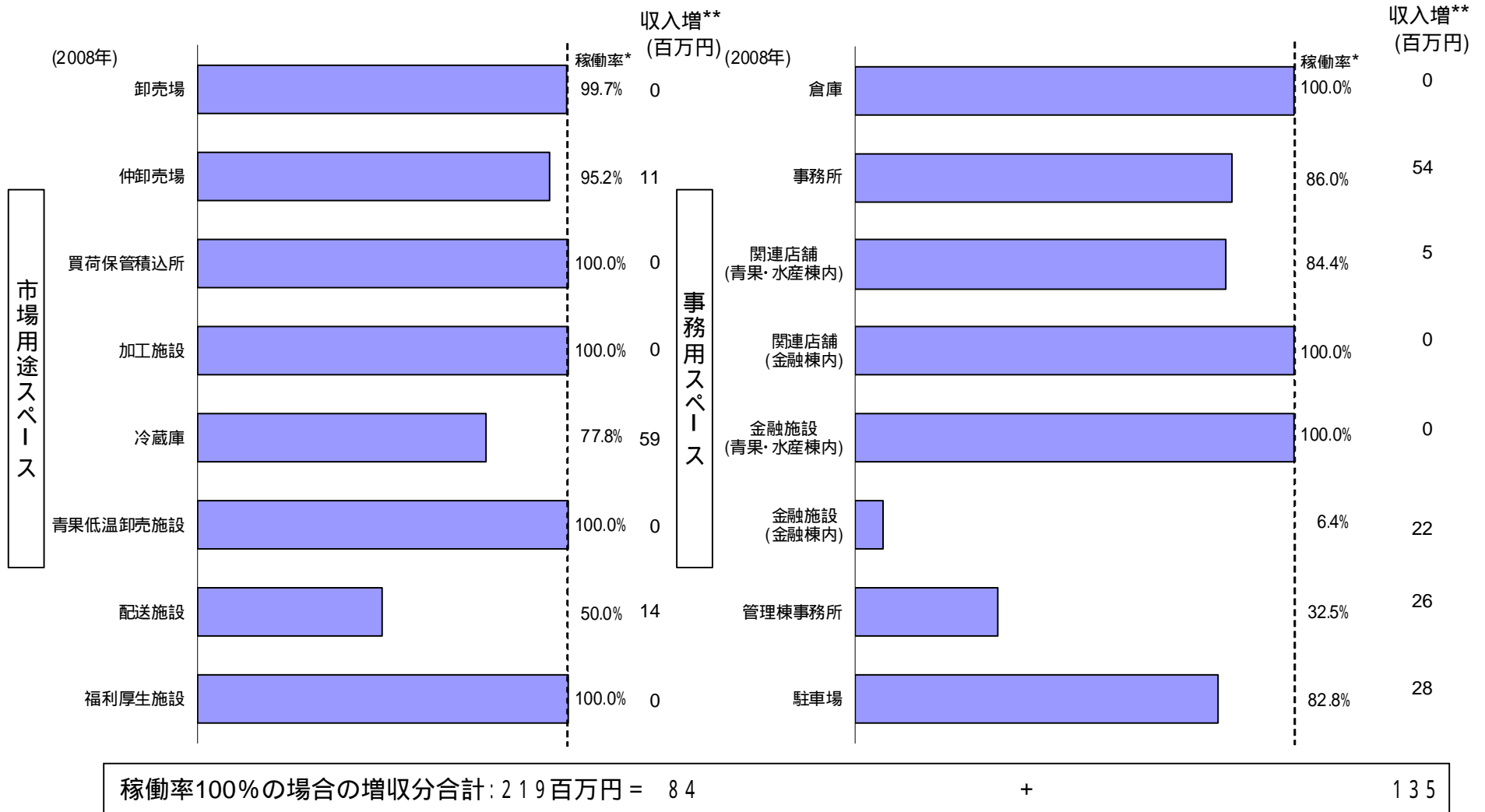


STEP 1 : 経営効率の改善

1) 施設稼働率向上による増収

- 施設の稼働率を最大限に上げれば年間2億円強の収入増の可能性はあるが、借り手のインセンティブを上げる工夫が必要である。
 - 仲卸売場の稼働率は決して低くはないが、空き店舗を出すことで市場の活気を失うことのないよう、仲卸業者が複数店舗を借りており、仲卸業者の収支を圧迫する要因ともなっている。
 - このような場合は使用料を減額する、さらにコールドチェーン対応等の設備投資を自主的に行う際は減額幅を拡大する等の措置を図り、仲卸の規模拡大や経営努力を促すことが望ましい。
- 市場内の土地、建物のうち、未利用、低利用のものについては、利用の仕方自体を見直すべきである。
 - 事務所スペースなどは場所の割に賃貸料が高く、借り手がいない。府事務所は卸売棟内の空き事務所等を使用し、管理棟を丸ごと貸し付けることなどを検討すべき。

施設稼働率の状況



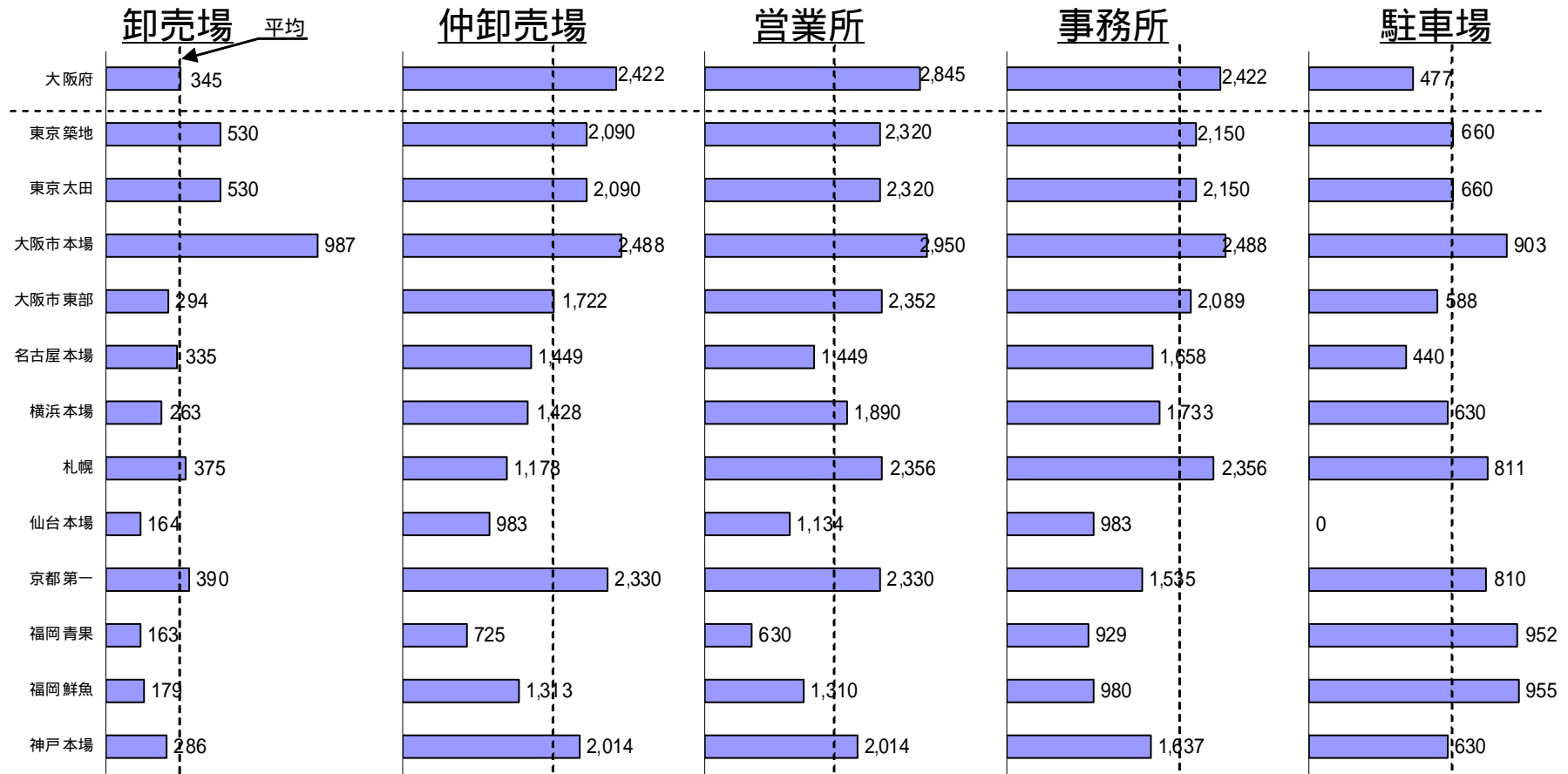
資料: 大阪府中央卸売市場調べ

* 稼働率 = 貸出中スペース / 賃貸用スペース

** 収入増 = 稼働率を100%とした場合の収入増額

施設使用料*(面積割)の比較

(円 / m²・月)



資料:大阪府調べ

* 消費税を含む

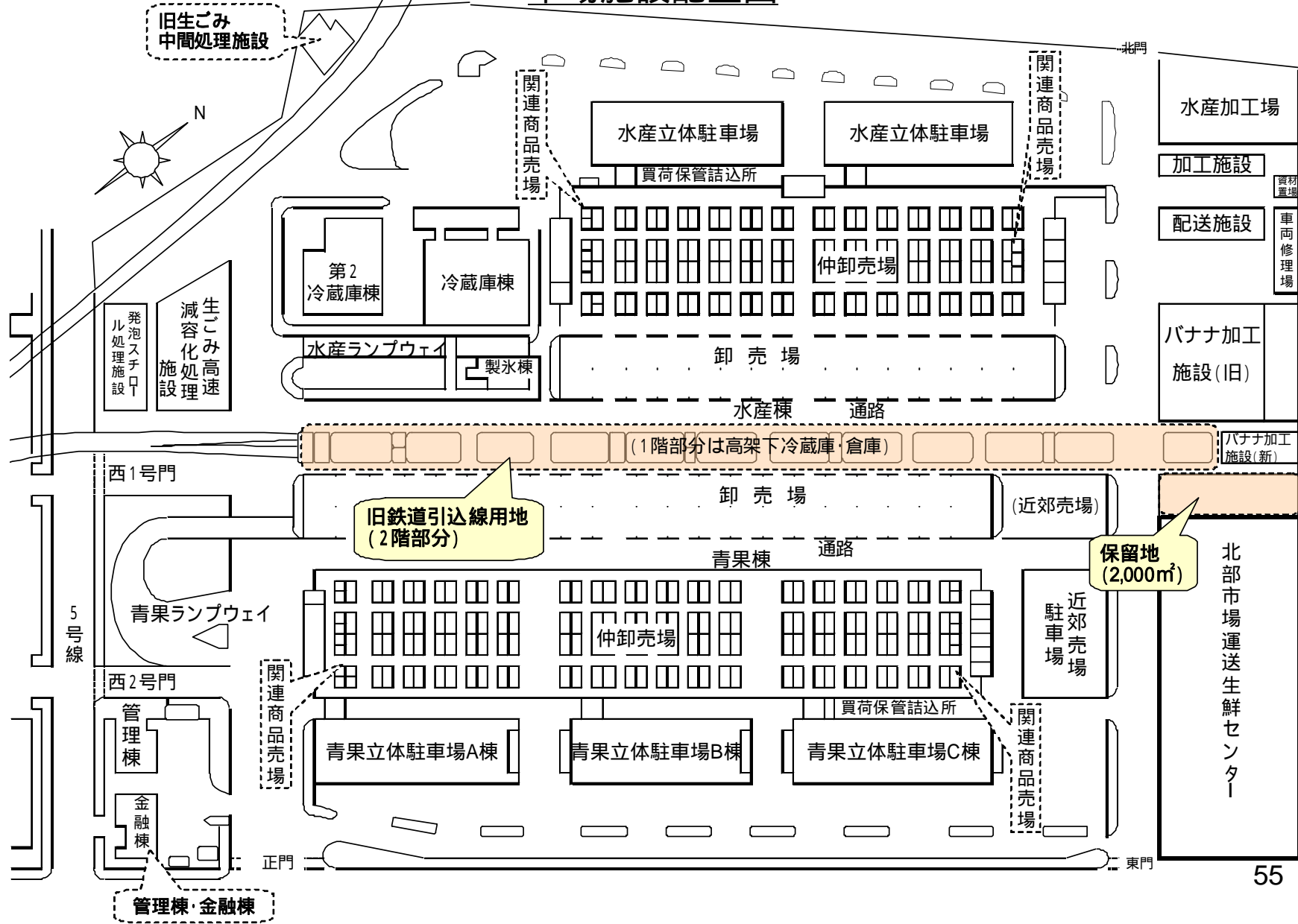
2) 市場内土地稼働率向上による増収

	面積・収入額	想定利用施設	副次的効果	課題
生鮮センター 横の保留地	約2,000m ² 約4,500千円/年	食品加工施設 一時保管倉庫 冷蔵庫等*	・量販店を中心 とした流通シ ステムに対応 ・場内業者の意 識改革(品質、 温度管理等)	・募集・選考手 続の透明性と、 より高いシナ ジー効果*と のバランス
旧鉄道引込 線用地	最大3,000m ² 約4,600千円/年	場内業者の荷 捌・保管施設等	・生鮮センター と連携した効 率的な動線構 築の可能性	・国庫補助金 による用途 規制**

* 既に生鮮センターを運営している業者が最もシナジー効果が高い

** 10年以上経過しているため転用可能だが、現行制度では国庫補助率(1/3)相当額を国に納める必要

市場施設配置図



3) 仲卸業者の経営基盤強化

下記施策を段階的に実施し、場内業者の大型化・経営基盤強化を進め、現代的な生鮮食料品流通に対応した体制整備の可能な業者の集積を図る。



業務改善命令基準(自己資本比率10%未満かつ3期連続して経常損失)に該当した仲卸業者に対しては、「仲卸業者の財産に関する行政指導及び行政処分要綱」に基づき、他業者への営業譲渡・合併等を行うよう強く促す。

複数店舗を使用する場合、さらにはコールドチェーン対応設備等の整備や事業譲渡・合併を行う場合には、使用料を思い切って割引くなどのインセンティブを付与する。

仲卸売場の空き店舗については公募により入居者を募集するなど、外部からの参入促進により活性化や大規模業者の導入を図る。

各業者の使用エリアが合理的に配分されるよう、開設者並びに業者組合において、適切なコーディネートを行う。

4) 繰出基準の見直し

現行基準の問題点

- 指導監督に係る経費について十分な繰出を受けられない。
市場事業会計の損益収支が不可避免的に悪化
- 企業債の元金及び利子が全額繰出しされる。
施設を整備した公営企業体としての責任が不明確で、モラルハザードを招く恐れ
- 企業債償還元金の一部を出資金としている。
市場事業会計の損益収支が一層悪化するとともに、自己資本金が無際限に積み上がる(これまでの累積欠損金の一因)

新たな基準案

指導監督に要する経費(実際額)を繰出

企業債元利償還金の一部(50%を目安)を繰出

見直しの効果

- 市場事業会計の責任明確化により、会計の自立性が高まる。
- 独立採算に準じた運営となり、自律的な投資判断が可能となる。
- 税金投入についての府民への説明責任の履行に資する。
- 将来運営形態を見直した際に削減できる費用が明示される。

STEP 2： 運営形態の見直しによる更なる効率化

(想定されるオプション)

地方市場転換

		中央市場として存続		さらに地方市場へ転換した場合	
指定管理者の導入	他の地方自治体を管理者に指定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府内3市場の一体運用による運営の効率化の可能性 ○ 場内業者への影響は殆どない ● 少なくとも指導監督経費分(年1.4億円程度)の委託料必要 ● 市場の衰退傾向に対する抜本的な対策とはならない ● 他の自治体にはメリットがなく管理者とならない可能性が高い 	×	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指導監督経費の大幅な削減、規制の緩和により一定の運営柔軟化が可能 ● 他の自治体が地方市場を運営する動機付けが困難 ● 市場の集荷力が低下するという意見もあり、場内業者の理解と協力が必要 	×
	民間企業を管理者に指定(食品流通業等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の運営効率化は可能 ● 中央のままの委託は前例なし ● 規制が多いままで委託のメリットは限定的 ● 場内業者の理解と協力が必要 ● 指定管理者が見つからない可能性 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 最も効率的な運営が可能 ○ ニーズに応じた柔軟な運営が可能(先進的物流施設への転換促進?) ● 市場の集荷力が低下するという意見もあり、場内業者の理解と協力が必要 ● 指定管理者が見つからない可能性 	

= 利点・期待できる効果

= 困難が予想される点

1) 運営形態の変更

- 府市場は開設以来、公設公営で運営してきたが、卸売市場における業務の担い手は場内卸売業者・仲卸業者であり、これまで市場が有していた価格形成機能の低下が窺われる現在、開設者(地方自治体)の役割は以前に比べて縮小している。
- 加えて「官から民へ」という大きな流れもあり、卸売市場の運営は、すぐにでも民間委託を検討してもおかしくない対象分野と考えられ、指定管理者を置いて運営の効率化を図るべきである。
- 中央卸売市場では取引について様々な規制があり、許認可・報告等の事務手続きも煩雑であることから、併せて経営の自由度を拡大するよう、地方卸売市場へ転換を検討すべきである。
- 上記のどちらについても市場関係者の理解と協力が必要となるが、市場事業会計の持続可能性に疑問がある状況から見ても、可能な限り運営の効率化・合理化を図ることが不可欠であり、早期に準備を進めていくべきと考える。

市場のあり方としては次の5種類。これまでに9市場が中央から地方市場に、1市場が地方から民間市場に転換している。

市場種類	運営主体	市場数	備 考
中央	直営	77	・2005年に86市場だったもののうち、9市場が再編基準に該当するなどにより地方転換。
	委託	0	
地方 公設	直営	146	・中央市場から転換した6市場を含む。 (函館市、川崎市南部、尼崎市、呉市、下関市、大分市*)
	委託	9	
地方 民間		1,082	・平成16年度に伊勢崎市公設地方市場が民営化(土地・建物等を無償貸与)

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

* 場内卸売業者からの要望により、自主的な地方転換を行った。なお、国(農水省)は特に反対はしなかった。

他市場の指定管理者の導入状況

自治体	指定管理者	指定管理者の概要
釧路市	釧路中央市場サービス	場内業者が中心となり、釧路市も一部出資する法人(精算会社が母体)
藤沢市	(株)シービーエス 湘南青果(株)	ビル管理会社と場内卸売業者が共同管理
三重県	みえ中央市場マネジメント(株)	場内業者が中心となり、三重県も一部出資する法人(精算会社が母体)
鳥取県(境港)	境港水産物市場管理(株)	場内業者が出資する法人
稚内市	稚内機船漁業協同組合	地元の漁業協同組合
敦賀市	(有)宏和産業	各種サービス業
高山市	(財)高山市施設振興公社	高山市の第3セクター
富士市	富士公設卸売市場(株)	場内業者が出資する法人
北勢一部事務組合	北勢公設卸売市場(株)	場内業者が出資する法人 (精算会社が母体)

資料:大阪府調べ

三重県のケース：2007年に地方市場転換、2009年より指定管理者導入

- 2004.10 水産物部が国の再編基準に該当



- 2007.4 水産物部だけを地方転換



- 青果部についても、近い将来再編基準に該当する可能性が高いことから、そのあり方を検討(2006～)



- 地方転換後の市場の集荷力について出荷者(JA)にインタビュー



- 2009.4 青果部についても地方転換及び指定管理者導入

みえ中央市場マネジメント(株)
(場内業者及び県(15%)が出資)



- 現在に至る



- 商物分離等の規制緩和により場内業者の取引が多様化。



- 「中央」・「地方」という看板には拘らないという回答



- 売上高割使用料を撤廃(面積割に統合)
- 概ね20%程度使用料を減額
- 県職員の大幅な削減
- 場内業者からのクレームや使用料未納が激減



- 従前の事務(予算・決算等)も残っており、本庁の業務が過重

資料:インタビュー

2) 流通業務市街地整備法にかかる用途規制の見直し



現在の規制内容

- 「中央卸売市場」
用地
 - 「中央卸売市場」の建物のみ建築可能
地方転換、土地用途変更・売却の障害
- 「事務所・店舗」
用地
 - 卸売業に係る「事務所・店舗」及びその付帯施設のみ建築可能
3セク民営化の障害

望ましい見直し方向

- ▶ 「卸売市場」などに指定変更し、倉庫等の建設を認める。
- ▶ 「倉庫施設」などに指定変更する。

【期待される効果】

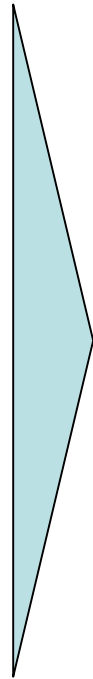
- 地方市場転換が可能となる。
- 市場内で遊休地が発生した場合に用途変更・転売が可能となる。
- 隣接する第3セクター(株大阪府食品流通センター:財プロ(案)において「民営化」方針策定済み)の民営化にも資する。

3. 改革による影響・効果

本討議資料における市場改革は、市場運営の円滑化や場内業者の経営基盤強化だけではなく、中長期的には府域全般にメリットをもたらすものとする。

改革による直接的効果

- ▶ 市場運営の効率化・持続可能な運営体制の構築
- ▶ 場内業者の経営基盤強化・コールドチェーン対応の進展



府民生活・府域経済への波及効果

指定管理者・地方転換は市場運営に係る総コストを低減 府の歳出減に貢献

民間の視点による効率的な市場経営により、立地のメリットを最大限に活用 エリアの付加価値向上、エリアへの収入増へ貢献

より低コストで効率的な生鮮食料品供給体制の実現

添付資料

主な調査活動実績

6月 5日:大阪府中央卸売市場 業者インタビュー

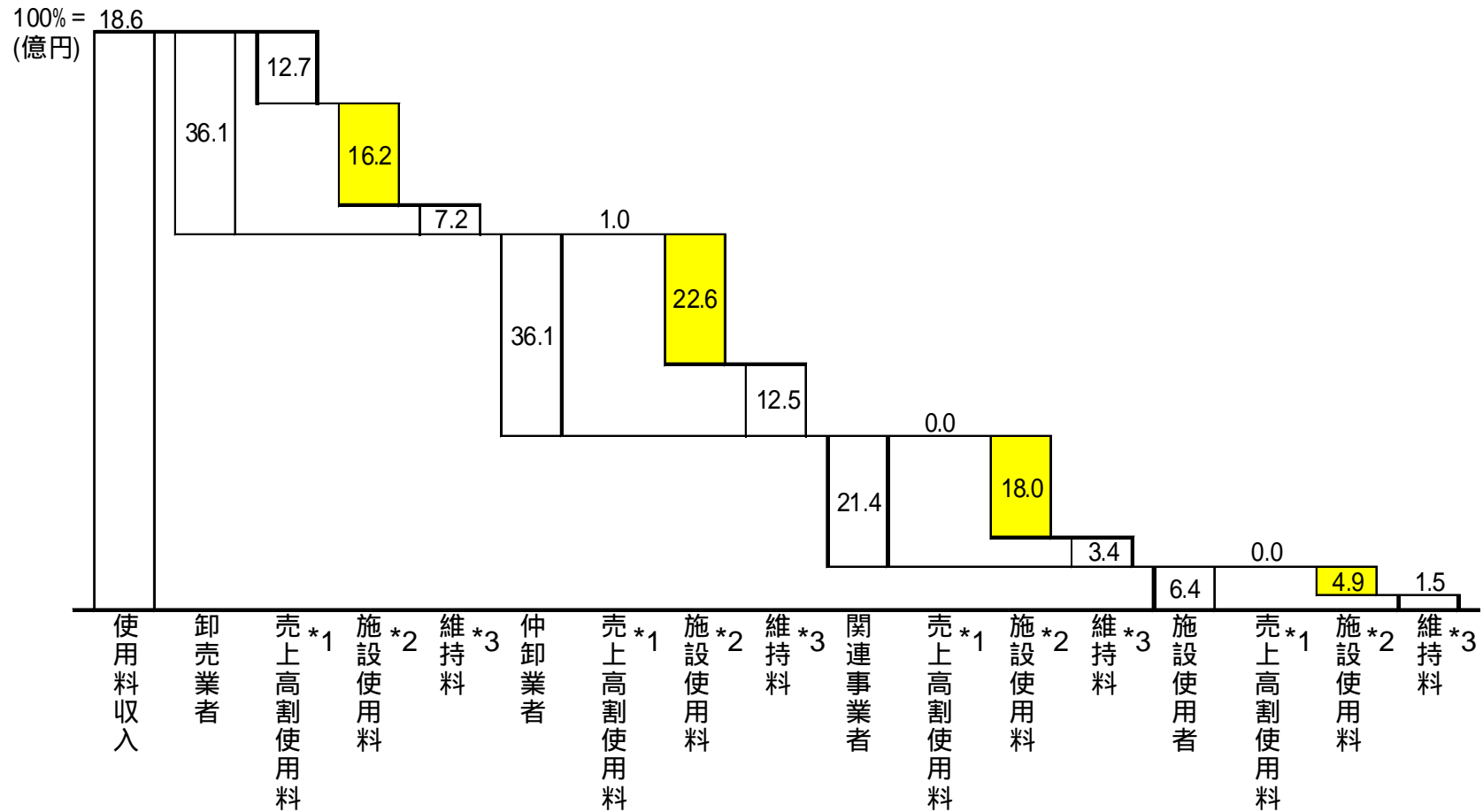
6月19日:物流業者、量販店インタビュー

6月26日:他市場インタビュー(地方転換・指定管理者導入例)

三重県 農水商工部 農産物安全室

7月30日:北大阪流通センター視察

使用料等収入の内訳

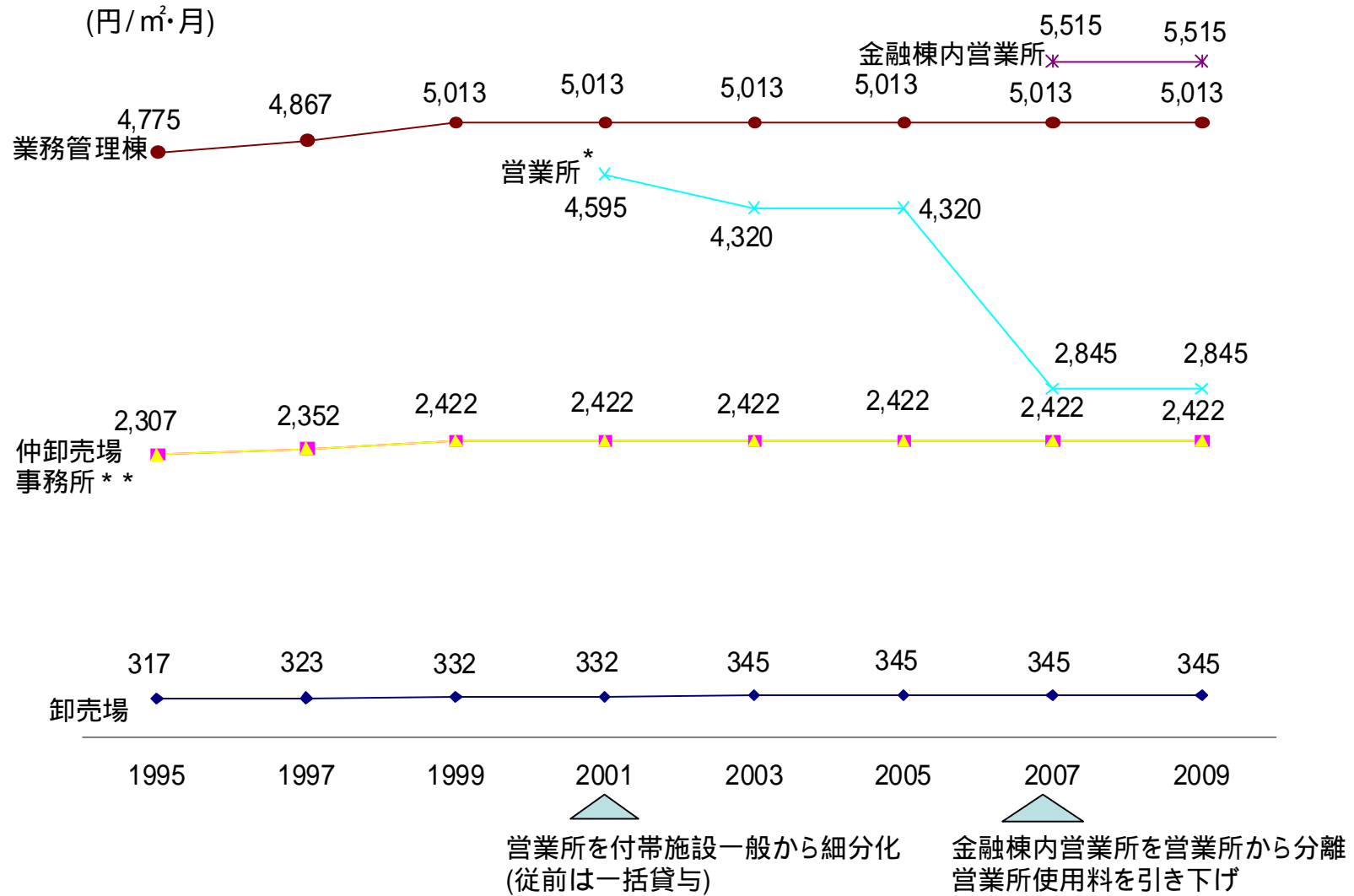


*1 売上高割使用料: 売上高に応じて卸売・仲卸業者に負担していただく使用料

*2 施設使用料: 施設の使用面積に応じて負担していただく使用料

*3 維持料: 電気や水の使用料に応じて負担していただく使用料

主な施設使用料(面積割)の変遷



資料:大阪府中央卸売市場調べ

* 物品販売や飲食業などの関連事業者が営業する場所

** 管理事務所や業者事務所のこと

経常収益が変動しない場合の損益等の推計(H21予算ベースで固定)

(単位:億円)

	H20(末)	H26(末)	H31(末)	備 考
純 損 益	1.7	0	1	減価償却費の減少により改善
現預金残高	10.6	4	11	必要最低限の資金は確保
繰出金累計		9	14	(H22からの累計)

[推計条件]

- ・収益はH21予算ベースで固定
- ・一般会計繰出金は、指導監督経費 + 起債元利償還の1 / 2。(P.58参照)
(ただし総額抑制のためH27以降は1 / 2に削減 = 昨年度の担当部の予算要求ベース)
- ・企業債の充当率は原則として50% (昨年度の財政課査定ベース)

各選択肢における今後10年間の府費投入額等の推計(1)

見直しオプション	今後10年間の府費	企業債の残高	施設整備の内容
現状維持 (P.41 1))	繰出金 14億円 うち指導監督経費 11億円 うち建設改良費 3億円	(H31末時点) 26億円	P.42優先順位 まで 全てを実施
移譲 (P.41 2))	繰出金*1 3億円 うち指導監督経費 3億円 うち建設改良費 0億円	(H24末時点) 6億円	
閉鎖 (P.41 3)) (H26末*2)	繰出金 8億円 うち指導監督経費 7億円 うち建設改良費 1億円 + 補償費 + 建物撤去費 - 土地売却額 ± etc.) = 100億円以上	(H26末時点) 9億円	P.42優先順位 のみ を実施

各選択肢における今後10年間の府費投入額等の推計(2)

見直しオプション	今後10年間の府費	企業債の残高	施設整備の内容
最先端の卸売市場を目指す (P.41 4))	繰出金 16億円 うち指導監督経費 11億円 うち建設改良費 5億円	(H31末時点) 7.4億円	P.42に加え50億円の 新規投資を実施*3
運営形態の変更 (指定管理者導入・地方市場への転換検討) (P.41 5))	繰出金*4 7億円 うち指導監督経費 3億円 うち建設改良費 4億円	(H31末時点) 2.2億円	P.42優先順位を 精査し厳選して実施*5 (今後の動向を見極めるため、投資対象を厳選し一部を先送り)

*1: H24当初に移譲するものと仮定。

*2: 水産棟、管理棟の耐震補強の期限に合わせてH26末に閉鎖するものとする。

*3: コールドチェーン対応等の投資として、10億円/年をH23～27の5年間に実施し、企業債を100%充当するとともに、整備費(減価償却費)の全額を使用料に転嫁すると仮定。

*4: H24当初から指定管理者導入・地方転換するものと仮定。

*5: 管理棟の耐震化、高圧受変電設備の一部、中央監視盤の改修を見送り。

(推計条件)・収益はH21予算ベースで固定

・一般会計繰出金は、指導監督経費 + 起債元利償還の1/2 (P.58参照)

(ただし総額抑制のためH27以降は1/2に削減 = 昨年度の担当部の予算要求ベース)

・企業債の充当率は原則として50% (昨年度の財政課査定ベース)

〔繰出金並びに会計運営にかかる論点〕

【原則的な考え方】

- 公営企業においては、施設建設費を含めたフルコストを使用料として徴収し、原則として独立採算で運営されなければならない。
- しかし、政策的に使用料の算定から除いている費用がある場合、または事業の性格から、一定限度の一般会計からの繰出金が認められている。

総務省の繰出基準では、中央卸売市場の場合は以下の2項目

営業経費の30%

場内業者の指導監督等の行政活動に係る経費は使用料の算定に含めないため
企業債元利償還金の50%

企業債の償還期間より施設の耐用年数のほうが一般に長いことから、「やむを得ない資金不足」が発生するため

【現行の大阪府の繰出基準】

出資金：企業債元金償還金の50%

補助金：企業債元金償還金の50%

(指導監督経費に充当)

企業債利息の100%

茨木市へのゴミ処理施設負担金(100%)、退職給与金(95%)

施設整備に係る企業債元利償還金が全額繰出される一方、経常的な指導監督経費は不足

指定管理者導入・地方転換に係る損益・資金残高等の推計

市場事業会計の損益・資金の状況

〔推計条件〕

- 指定管理者導入、地方卸売市場への転換を平成24年度当初と仮定
- 府（市場事業会計の収益は以下の2項目のみとする。
指導監督経費を除く一般会計繰出金
事業用定期借地による収益（H21:1.37億円）
- 費用は減価償却費、支払利息、その他雑費のみとする。（H21:3.95億円）

〔推計結果の概要〕

	H24	H28	H31
損益	2億円	3億円	2億円
資金増減	6億円	2億円	+1億円
資金残高	+3億円	4億円	2億円*

* 資金不足はH34に解消の見込み

- ▶ 以上の結果より、施設整備を行うH28までは資金が減少し続けるが、その後回復する。ただしH26からH33までの間は資金不足が発生するため、企業債充当率の調整、一時借入などの対策が必要。

指定管理者の損益の状況*

〔推計条件〕

- 収益は市場収益から上記府の収益を除いたものとする。(H21:16.1億円)
- 費用は以下のとおりとする。
 - 人件費は現在の府の人件費(指導監督にかかるものを除く)の80%に抑制する。(1億円強)
 - 光熱水費、修繕費等は現在の額どおり。(5.5億円～6億円程度)
 - その他の費用(委託料等)は現在の額の80%に抑制する。(6億円強)

〔推計結果の概要〕

収益が一定の場合

H24 損益: + 3億円 H31 損益: + 3億円

H22以降、収益が2%ずつ減少する場合

H24 損益: + 2億円 H31 損益: + 0億円

- ▶ 以上の結果より、当面は指定管理者において運営が可能であるが、長期的には、稼働率の向上等により収益の増大、安定化を図らなければ運営は難しいといえる。

* 資金については、損益と一致するため記載は省略

中央卸売市場・地方卸売市場の制度的な差異

	<u>中央卸売市場</u>	<u>地方卸売市場</u>
卸売業者・仲卸業者の明確な区分	卸売業者・仲卸業者を区分 〔原則として卸は仲卸に販売、 仲卸は卸より仕入〕	仲卸業者を置かないことも可能
行政による取引の指導・監督	市場に自治体職員が常駐し、指導・監督業務にあたる(一定の一般会計繰出が必要)	都道府県による検査等をうけるが、規制項目は比較的少ない
国による規制・指導	設置・廃止・使用料改定等について国の許認可必要	設置・廃止・使用料改定等について都道府県の許認可必要
開設者資格の制限	都道府県又は人口20万人以上の市及び一部事務組合・広域連合のみ	民間企業も開設可能であり、民営が大多数を占める